明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

昭和三十八年六月十四日

○第四十三回国会 参議院会議録第二十五号

昭和三十八年六月十四日（金曜日）

午後一時四十五分開議

議事日程　第二十五号

昭和三十八年六月十四日

午後一時開議

第一　公安審査委員会委員の任命に関する件

第二　緊急質問の件

第三　公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案（趣旨説明）

第四　行政管理庁設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第五　国家公務員法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

第六　観光基本法案（衆議院提出）

第七　輸出硫安売掛金経理臨時措置法案（内閣提出、衆議院送付）

第八　麻薬取締法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第九　昭和三十七年度一般会計予備費使用総調書（その1）（衆議院送付）

第一〇　昭和三十七年度特別会計予備費使用総調書（その1）（衆議院送付）

第一一　昭和三十七年度特別会計予算総則第十二条に基づく使用総調書（その1）（衆議院送付）

○本日の会議に付した案件

一、日程第一　公安審査委員会委員の任命に関する件

一、日程第二　緊急質問の件

一、日程第三　公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案（趣旨説明）

一、日程第四　行政管理庁設置法の一部を改正する法律案

一、日程第五　国家公務員法の一部を改正する法律案

一、日程第六　観光基本法案

一、日程第七　輸出硫安売掛金経理臨時措置法案

一、日程第八　麻薬取締法等の一部を改正する法律案

一、日程第九　昭和三十七年度一般会計予備費使用総調書（その1）

一、日程第十　昭和三十七年度特別会計予備費使用総調書（その1）

一、日程第十一　昭和三十七年度特別会計予算総則第十二条に基づく使用総調書（その1）

一、常任委員長辞任の件

一、常任委員長の選挙

一、特別委員会を設置するの件

○議長（重宗雄三君）　諸般の報告は、朗読を省略いたします。

去る七日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

金融緊急措置令を廃止する法律案

同日衆議院から同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを社会労働委員会に付託した。

失業保険法の一部を改正する法律案

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを内閣委員会に付託した。

首都建設問題調査会設置法案（中島・巌君外十二名提出）

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を委員会に付託した。

郵便貯金法の一部を改正する法律案　通信委員会に付託

河川法案　建設委員会に付託

同日左の内閣提出案を衆議院に送付した。

日本国政府とニュー・ジーランド政府との間の小包郵便約定の締結について承認を求めるの件

日本国と南アフリカ共和国との間の小包郵便約定の締結について承認を求めるの件

同日委員長から左の報告書が提出された。

昭和三十七年度一般会計予備費使用総調書（その1）、昭和三十七年度特別会計予備費使用総調書（その1）及び昭和三十七年度特別会計予算総則第十二条に基づく使用総調書（その1）議決報告書

同日議長は、左の委員派遣承認要求を承認した。

委員派遣承認要求書

一、目的　長雨による農作物の被害状況調査

一、派遣委員

渡辺　勘吉　北條　儁八

温水　三郎

一、派遣地

福岡県、熊本県、鹿児島県

一、期間

六月十日から同月十四日まで五日間（往復航空機利用）

一、費用　概算　一〇六、五〇〇円

右本委員会の決議を経て、参議院規則第百八十条の二により要求する。

昭和三十八年六月七日

農林水産委員長　櫻井　志郎

参議院議長重宗雄三殿

委員派遣承認要求書

一、目的　群馬、栃木、埼玉県下の突風及び降ひょう被害状況調査

一、派遣委員

辻　武寿　永岡　光治

坪山　徳弥

一、派遣地

群馬県、栃木県、埼玉県

一、期間

六月十三日から同月十四日まで二日間

一、費用　概算　一九、八〇〇円

右本委員会の決議を経て、参議院規則第百八十条の二により要求する。

昭和三十八年六月七日

災害対策特別委員長　辻　武寿

参議院議長重宗雄三殿

委員派遣承認要求書

一、目的　長雨による農作物等の被害状況調査

一、派遣委員

村尾　重雄　井川　伊平

吉田忠三郎

一、派遣地

岡山県、香川県、愛媛県

一、期間

六月十二日から同月十六日まで五日間

一、費用　概算　四九、五〇〇円

右本委員会の決議を経て、参議院規則第百八十条の二により要求する。

昭和三十八年六月七日

災害対策特別委員長　辻　武寿

参議院議長重宗雄三殿

同日本院は、衆議院回付の左の内閣提出案に対する衆議院の修正に同意した旨衆議院に通知した。

港湾整備促進法の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、税務署の設置に関し承認を求めるの件

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

総理府設置法等の一部を改正する法律案

同日内閣から左の議案の修正について、国会法第五十九条の規定に基づき衆議院の承諾を求めた旨の通知書を受領した。

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案中修正

同日衆議院から、左の内閣提出案中修正を承諾した旨の通知書を受領した。

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案中修正

同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

港湾整備促進法の一部を改正する法律

総理府設置法等の一部を改正する法律

同日国会において承認することを議決した左の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、税務署の設置に関し承認を求めるの件

同日本院は、左の件を議決した旨内閣に通知した。

日本放送協会昭和三十六年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

去る八日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを農林水産委員会に付託した。

沖縄産糖の政府買入れに関する特別措置法案

去る十日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

予算委員　北條　儁八君
同　小平　芳平君
同　小林　鶴一君
決算委員　和泉　覚君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

予算委員　和泉　覚君
同　辻　武寿君
同　市川　房枝君
決算委員　北條　儁八君

同日予算委員会において当選した理事は左の通りである。

理事　米田　正文君（斎藤昇君の補欠）

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを石炭対策特別委員会に付託した。

産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律案

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法の一部を改正する法律案

同日内閣総理大臣から議長宛、去る一日大蔵省主計局法規課長上林英男君は同関税局総務課長に、また去る七日運輸大臣官房長広瀬真一君は運輸省鉄道監督局長に、運輸大臣官房会計課長黒住忠行君は東京陸運局長に、運輸省海運局長辻章男君は海上保安庁長官に、運輸省船員局長若狭得治君は同海運局長に、同鉄道監督局民営鉄道部長佐藤光夫君は海上保安庁次長に、運輸省航空局長今井栄文君は運輸大臣官房長に、海上保安庁次長山崎城君は運輸省船員局長にそれぞれ任命され、運輸省鉄道監督局長事務取扱岡本悟君は同事務取扱を免ぜられ、海上保安庁長官和田勇君は退職となったので政府委員はいずれも自然消滅となった旨の通知書を受領した。

同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第四十三回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

運輸大臣官房長　今井　栄文君
運輸大臣官房会計課長　上原　啓君
運輸省海運局長　若狭　得治君
運輸省船員局長　山崎　城君
運輸省鉄道監督局長　広瀬　真一君
運輸省航空局長　栃内　一彦君
海上保安庁長官　辻　章男君
海上保安庁次長　佐藤　光夫君
大蔵省主計局法規課長　相沢　英之君

去る十一日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員　小柳　勇君
法務委員　中山　福蔵君
大蔵委員　野々山一三君
文教委員　近藤　鶴代君
農林水産委員　北村　暢君
商工委員　椿　繁夫君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

地方行政委員　野々山一三君
法務委員　近藤　鶴代君
大蔵委員　小柳　勇君
文教委員　中山　福蔵君
農林水産委員　椿　繁夫君
商工委員　北村　暢君

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

災害対策特別委員　吉田忠三郎君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

災害対策特別委員　瀬谷　英行君

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

恩給法等の一部を改正する法律案　内閣委員会に付託

刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法案　法務委員会に付託

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律案　文教委員会に付託

港則法の一部を改正する法律案　運輸委員会に付託

同日委員長から左の報告書が提出された。

行政管理庁設置法の一部を改正する法律案可決報告書

観光基本法案可決報告書

同日議長は、左の委員派遣変更承認要求を承認した。

委員派遣変更承認要求書

昭和三十八年六月七日提出し、同日議長の承認を得た群馬、栃木、埼玉県下の突風及び降ひょう被害状況調査のための委員派遣承認要求書中、派遣委員「永岡光治、坪山徳弥」とあるのを「藤野繁雄、武内五郎」に変更いたしたい。

右要求する。

昭和三十八年六月十一日

災害対策特別委員長　辻　武寿

参議院議長重宗雄三殿

委員派遣変更承認要求書

昭和三十八年六月七日提出し、同日議長の承認を得た長雨による農作物等の被害状況調査のための委員派遣承認要求書中、派遣委員「吉田忠三郎」とあるのを「瀬谷英行」に変更いたしたい。

右要求する。

昭和三十八年六月十一日

災害対策特別委員長　辻　武寿

参議院議長重宗雄三殿

参議院議長から、本院の送付した左の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

外国保険事業者に関する法律の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

外国保険事業者に関する法律の一部を改正する法律

同日内閣から、左記の者を公安審査委員会委員に任命致したいので、公安審査委員会設置法第五条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

昭和三十七年八月三十一日任期満了の阿部真之助の後任　岡村　二一

同日内閣総理大臣から議長宛、去る十日内閣官房長官黒金泰美君、総理府総務長官徳安實蔵君は退職したので政府委員はいずれも自然消滅となった旨の通知書を受領した。

同日内閣総理大臣から議長宛、運輸省鉄道監督局国有鉄道部長向井重郷君の第四十三回国会政府委員を免じた旨の通知書を受領した。

同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第四十三回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

内閣官房長官　黒金　泰美君
総理府総務長官　徳安　實藏君

同日内閣総理大臣から議長宛、運輸大臣官房長今井榮文君外八名（去る十日議長承認）及び内閣官房長官黒金泰美君外一名（前掲議長承認）を第四十三回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

一昨十二日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員　山本伊三郎君
地方行政委員　占部　秀男君
同　野々山一三君
大蔵委員　小柳　勇君
農林水産委員　椿　繁夫君
商工委員　北村　暢君
予算委員　辻　武寿君
同　和泉　覚君
決算委員　北條　雋八君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員　占部　秀男君
地方行政委員　山本伊三郎君
同　小柳　勇君
大蔵委員　野々山一三君
農林水産委員　北村　暢君
商工委員　椿　繁夫君
予算委員　小平　芳平君
同　北條　雋八君
決算委員　和泉　覚君

同日議長から左の議案が提出された。よって議長は即日これを運輸委員会に付託した。

都市高速鉄道建設助成特別措置法案（大倉精一君外六名発議）

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とマラヤ連邦との間の条約の締結について承認を求めるの件

外務委員会に付託

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とマラヤ連邦との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案

大蔵委員会に付託

同日衆議院から、左の議案は委員会において撤回を許可した旨の通知書を受領した。

沿岸漁業振興法案（角屋堅次郎君外三十名提出）

昨十三日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員　宮澤　喜一君
同　占部　秀男君
地方行政委員　山本伊三郎君
大蔵委員　日高　広為君
同　森部　隆輔君
文教委員　森田　タマ君
同　中上川アキ君
社会労働委員　藤原　道子君
同　村尾　重雄君
農林水産委員　北村　暢君
商工委員　上原　正吉君
通信委員　鈴木　強君
建設委員　瀬谷　英行君
同　田上　松衛君
予算委員　横川　正市君
決算委員　杉山善太郎君
懲罰委員　大和　与一君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員　上原　正吉君
同　山本伊三郎君
地方行政委員　占部　秀男君
大蔵委員　森田　タマ君
同　中上川アキ君
文教委員　日高　広為君
同　森部　隆輔君
社会労働委員　鈴木　強君
同　田上　松衛君
農林水産委員　瀬谷　英行君
商工委員　宮澤　喜一君
通信委員　藤原　道子君
建設委員　北村　暢君
同　村尾　重雄君
予算委員　杉山善太郎君
決算委員　横川　正市君
懲罰委員　森　元治郎君

同日内閣委員会において当選した理事は左の通りである。

理事　山本伊三郎君（山本伊三郎君の補欠）

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部を改正する法律案（稲村隆一君外十三名提出）

同日議長は、左の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

都市高速鉄道建設助成特別措置法案（大倉精一君外六名発議）

同日委員長から左の報告書が提出された。

輸出硫安売掛金経理臨時措置法案可決報告書
麻薬取締法等の一部を改正する法律案可決報告書
国家公務員法の一部を改正する法律案可決報告書

同日議長は、左の委員派遣承認要求を承認した。

委員派遣承認要求書

一、目的　東海道新幹線の実情調査
一、派遣委員
第一班　佐藤　芳男　大森　創造
和泉　覚
第二班　横山　フク　鈴木　強
高山　恒雄
一、派遣地
第一班　静岡県、神奈川県
第二班　滋賀県、京都府、大阪府
一、期間
第一班　六月十四日から同月十五日まで二日間
第二班　六月十四日から同月十六日まで三日間
一、費用　概算　四九、五〇〇円

右本委員会の決議を経て、参議院規則第百八十条の二により要求する。

昭和三十八年六月十日
決算委員長　鈴木　壽
参議院議長重宗雄三殿

同日議員から左の質問主意書が提出された。

旧令による共済組合等からの年金制度に関する質問主意書（上原正吉君提出）

○議長（重宗雄三君）　これより本日の会議を開きます。

日程第一、公安審査委員会委員の任命に関する件を議題といたします。

内閣から、公安審査委員会設置法第五条第一項の規定により、岡村二一君を公安審査委員会委員に任命することについて、本院の同意を求めて参りました。

本件に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重宗雄三君）　過半数と認めます。よって本件は同意することに決しました。

○議長（重宗雄三君）　日程第二、緊急質問の件、

堀本宜実君から長雨による災害に関する緊急質問、矢山有作君から各地の長雨による災害に関する緊急質問が提出されております。両君の緊急質問を行なうことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重宗雄三君）　御異議ないと認めます。順次発言を許します。堀本宜実君。

〔堀本宜実君登壇、拍手〕

○堀本宜実君　私は、自由民主党を代表し、長雨による農作物等の被害に関連し、政府にその対策をたださんとするものであります。

質問に先立って、まず、今回の長雨により被害をこうむられた農家の方々、並びに土砂くずれ等により尊い人命を奪われた遺族に対しまして、心より御同情を申し上げる次第であります。かくして、非常な不安と憂慮の中に置かれております被災者の方々に、政府の確固たる方針を示し、安心して生業に精励されることができることを念願しておる次第であります。政府におかれましても、すでに遺憾のない配慮が行なわれておることと確信しておるのでありますが、明快な御答弁をお願い申し上げます。

御承知のように、本年の梅雨前線は、例年に比べて、ことのほか早くその活動を開始し、四月下旬から降り始め

た長雨は、関東地方以西の各地方においては、五月中の降水日数は二十五日でございまして、これは気象台創設以来の異常レコードを示しておるのであります。このため、はなはだしいところでは一日平均二、三時間の日照時間しかなく、しかも、この時期の降雨量は、例年の同期に比して約二倍に達し、これは気温とも相関連をいたしまして、いわゆる高温多湿に経過したため、登熟期、伸長期あるいは開花期にあった農作物が受けた被害は全くはかり知れないものがあります。今回の長雨による農作物の被害総額は、六月三日現在、各県からの報告では、三百九十一億余円でございまして、その後さらに増額拡大したものと思われます。被災地域は関東地方以西と全域と発表されておるのでありまして、今後の気象状況いかんによっては関東地方にも拡大することが憂慮され、これは、被害額、被災地域とも、戦後の災害史上有数の激甚災害であると申さなければなりません。特に被害の最もはなはだしいのは麦類でございまして、その被害額は二百五十二億円と言われております。この原因は、高温多湿の状況が続いたため赤カビ病が蔓延をしたのを初め、また雨の降り始めが地域的に差異はございますが、麦の穂が出た後に曇天降雨の日が連続したため、登熟が阻害され、湿害による早枯れや、集中豪雨による浸水、冠水による被害でありまして、特に開花期にありましたために受粉が行なわれず、昨年は穂発芽の被害が相当認められたのでございますが、本年はこの長雨によって発芽にすら至らないものが相当ございます。本年の麦が明治以来の大凶作といわれて、きわめて憂うべき事態となっておるのであります。その他、菜種、春植えバレイショ、エンドウ、ソラマメ等の野菜類及び果樹の被害も百三十九億円の巨額に達しております。

そこでまず、総理大臣にお伺いをいたしますが、本年に入りまして、年の初めから二月にかけて、北陸地方を中心に全国を襲った豪雪害、冷害、先般の群馬、埼玉及び栃木県を襲ったひょう及び突風の被害、さらに今回の長雨による災害と、このところ災害が頻発をいたしておるのでございます。政府においても、災害対策基本法に基づいて、その対策や事後の処置について大いに配慮されておることは、まことに喜ばしいことでございますが、ここにあらためて総理大臣から、災害対策の基本的態度について所見をお伺いをいたしたいと思うのでございます。

次に、農林大臣にお伺いをいたします。

第一は、天災融資法の改正に関する件でございます。元来、天災融資法は、その年に当然収穫さるるべき農作物が被害をこうむったときに、その被害に対し融資をしようとするものであります。ところが、今年当初の豪雪害あるいは冷害等の例に徴しましても明らかでありまするように、果樹ことに未結果樹、茶、桑等、永年作物が被害を受けた場合に、ただいまの天災融資法によりましては救済ができません。その被害が当該年度より後年度に現われるものでありまするから、これら永年作物の被害に対しましては特別な融資の道を開くべきであると思われますが、かような趣旨に従って天災融資法の改正を行なわれる御意思がありますかどうか、お尋ねを申し上げます。

第二に、金融対策すなわち融資でございますが、先に申し上げましたように、麦については明治以来の大凶作でございます。その他、果樹、タバコ、野菜等の大きな被害により、農家の所得の大幅な減収が予想され、農業の再生産はもちろん、生計の維持さえ困難に陥ることが憂慮されるのでありますが、政府は、これら被災農家に対しいかなる金融対策を考えておいでになりましょうか。被災農家の切望いたしておりますのは、長期低利の営農資金の融資でございまして、天災融資法の発動は必至であると確信いたしますが、農林大臣の御所見を伺います。また、被害のはなはだしい地域には、激甚災害特別措置法の指定を行なうべきだと思うのでありますが、これに対しても明快な答弁をお願いしたいと思うのでございます。

次に、自作農創設維持資金についてでありますが、当局においては、当然これについても大幅な特別ワクの追加、増額、拡大をはかっていただけるものと信じているのでありまするが、どのようにお考えでありましょうか。

この際、申し上げておきますが、天災融資法、自創資金等の手続の簡素化、融資基準の緩和等、配慮をすべき問題が、これらの問題にもたくさんございますので、十分にこの点についても御注意を願いたいと思うのでございます。

天災融資法、激甚災害特別措置法、自創資金等の対策を伺いましたが、以上の対策では救いがたい農家がまだございます。すなわち、農家はすでに重なる天災等によって、あるいはまた農業の近代化のため、系統資金及び政府資金等について、相当の借金をすでに背負っておるのであります。この際、これらの資金の重複借り入れを余儀なくされることと思うのでございます。特に天災融資法等には据置期間がなく、天災融資法の金利は一般には六分五厘でありますが、被害農家は全く失意の極に達しておる状況でありまして、今後元利を払うことはたいへん困難であると思われるのであります。そこで、今回の災害にあたっては、特別救助の立場に立って、旧債の償還及び新規の貸し出しの条件緩和のため、特別の立法制定の措置が必要であると痛感するのでありますが、これまた農林大臣の御所見を伺いたいと思うのでございます。

次は、種苗対策でございますが、麦類並びに菜種等の種子の確保の問題でございます。次期生産用の種子については、当然、国において確保する措置をとるとともに、被害農家救済のため、種子購入費に対し全額補助の措置を講ずべきだと思うのでございますが、これらの問題についてもお伺いをいたしたいと存じます。

その他、農業災害補償制度による共済金の早期概算払いの措置を行なうことを考えていただきたい。

次に、等外麦上の買い上げは、すでに政府において決定されておると思うのでございますが、等外麦の下を買い入れてくれという生産農民の声はきわめて強いのでございます。しかし、この等外麦下は赤カビ病等の発生した麦でございますので、飼料にもならないということで、当然政府が買い入れないということでありまするならば、それ以下の麦は収穫皆無の取り扱いを行ない、共済金の対象とすべきであると思うのでございますが、農林大臣の意見を伺いたいと思うのであります。

次に、大蔵大臣、農林大臣にお尋ねをいたします。

第一は、米の予約代金の先払いについてでありますが、被災農家は想像以上に現金に逼迫をいたしておる状況でありますので、米価決定前でありましても、概算払い等の方法によって米の予約代金の先払いをする道がないものかと思うのでありますが、これについて、特別の配慮を願いたいのであります。

次に、税の減免についてでございますが、所得の大幅な減少に伴い、税についても特別措置が配慮されないものかどうか、この点について大蔵大臣の御所見を伺いたいと思うのでございます。

次に、自治大臣にお伺いを申し上げます。被災市町村が行なう災害対策や災害復旧のための経費の支出が、被災市町村自身の財政をますます窮乏に陥れる結果となりかねませんが、これについて政府は、補助金の大幅支出、地方起債の認可、普通交付税の繰り上げ概算交付はもちろんのこと、特別交付税の大幅増額等、いかなる措置をとられる御所存でありますか、お尋ねをいたしたいと思うのでございます。

以上、長雨災害を中心に、政府のとるべき施策について質問をいたしましたが、その対策の及ぼす影響はきわめて大なるものがございますので、これらの措置に万遺憾なきことを切に要望

いたしまして、私の質問を終わりたいと存じます。（拍手）

〔国務大臣池田勇人君登壇、拍手〕

○国務大臣（池田勇人君）　お答えいたします。お話のごとく、今年の初めの豪雪、また、ひょう害、また最近の長雨の被害は、農作物に非常な害を及ぼしまして、農家の方々に対しまして衷心より御同情申し上げる次第でございます。

御承知のとおり、災害防除に対しましては、従来そのつどつどの応急対策でやっておったのでございまするが、さきに御審議願いました災害基本法の制定を見て、われわれは、災害の予防、応急対策、また復旧等、万般の措置を長期的観点から予防措置を行なうべきと考えます。本日も、基本法によりまして、中央防災会議を開きまして、今後の災害の防止のために、長期的計画で万般の措置をするようにいたしたのであります。私は、この中央防災会議または地方防災会議等を通じまして、災害の予防と復旧に万全を期したいと思っております。

なお、被害農家に対しましてのいろいろの措置は、関係大臣よりお答えいたしますが、われわれといたしましては、できる限りの援護措置をいたす覚悟でおることを申し上げておきます。（拍手）

〔国務大臣重政誠之君登壇、拍手〕

○国務大臣（重政誠之君）　果樹等の永年作物の樹体損傷について融資の必要がありはしないかという御意見でございますが、その必要を認めております。したがいまして、天災融資法のこれが対象とすることができますように融資法の改正をいたしたいと考えて、目下検討いたしております。

第二の天災融資法の発動及び激甚災害についての御質問でございますが、今月の十八、十九日ごろには、農林省の統計調査部の調査結果が判明をいたすと思っております。それが判明いたし次第、融資法の適用政令を制定いたすべく、目下準備中でございます。それから、今回の長雨の災害は、激甚災害の指定基準に達するものと信じております。したがいまして、調査結果が判明をいたしますれば、直ちに中央防災会議に諮りまして、激甚災害地帯の指定をいたすようにいたしたい、こう考えておる次第であります。

第三の自作農資金のワクの拡大の問題でございますが、これは天災融資法の適用というようなことになりますれば、自然にそのワクの拡大をいたさなければならぬ、こう考えておる次第であります。

第四の、従来の災害等によって借金をしておるのに、また今回の長雨による借金をするということになるというようなお話でございますが、これは天災融資法の適用によります融資では、借りかえができることになっておりますから、できるだけそういう措置をとりまして、旧債償還を同時にいたすというようなやり方にいたしたい、さらに、政府機関の融資、農林漁業金融公庫等の融資は、条件緩和を最大限にいたしたい、償還期限等の延期もいたしたい、こういうふうに考えております。

第五の御質問の、種子の確保の問題でございますが、これはすでに地方農政局及び農協系統等を通じまして各府県の種子の需要量の調査を進めております。関東地方は西日本ほど災害がひどくないのでありますから、この地方から種子を集めたい。なお、それでもどうも足らないという場合が想像できますので、現在、政府が手持ちをいたしております麦の発芽試験を今行なっております。これによりまして、発芽の優良な麦につきましてはこれを種子に使いたい、こういうふうに考えて、それぞれ具体的に手を打っておる次第であります。それから種子の購入費について助成をすべきではないかという御意見でございますが、私どももこれはできるだけやりたい。こういうふうな大災害になりますると、やはりその種子は、あるいは農協とか、その他の団体でまとめて購入をするというようなことになるだろうと思うのであります。したがって、その運賃でありますとか、あるいはその種子代の一部についても助成をいたしたい、こういうので、大蔵省とも相談をいたしておる次第であります。

それから米の予約代金の概算払いでありますが、これは先般も私はこの本議場で申し上げたかとも思いますが、この二千円の概算払いはいたしたい、米価の決定がおくれましても、米価が確定しないでも、これはできるだけすみやかに二千円の概算払いをいたしたい、こういうので今進めておる次第であります。（拍手）

〔国務大臣田中角榮君登壇、拍手〕

○国務大臣（田中角榮君）　お答えいたします。

米の予約概算金の問題につきましては、農林大臣のお答えいたしましたとおりでありまして、農林省と十分連絡をとって善処いたしたいと存じます。

第二の問題は、税の減免措置についてであります。税の減免措置につきましては、三十八年所得の減少を見込まれるものにつきましては、予定納税額の減額申請ができることになっておりますので、この申請を待ちまして、実情に即して承認をいたしたいという考えであります。

第三の問題は、申告、申請、納付の期限の延長についてでございますが、申請が出された場合、適正に処理するつもりであります。

第四点は、本年七月三十一日までに、納付する予定納税額につきましては、申請によりまして納税の猶予を認め、また、猶予期間内における延滞税等につきましては免除をいたすつもりでございます。

なお、本件につきましては、国税局長、税務署長に周知徹底せしめておりますし、なお、納税者に対しましても、かかる制度があることを周知徹底せしめるべく努力をいたしておるわけであります。（拍手）

〔国務大臣篠田弘作君登壇、拍手〕

○国務大臣（篠田弘作君）　今回の西日本の長雨によりますいろいろの災害につきましては、心から御同情申し上げます。

農作物及び共済、公共の施設の被害に対しましては、関係町村におきまして、災害復旧その他の対策を講じているところでございますが、これに伴う財政需要の増高については、それぞれの事業について交付される国庫補助のほか、起債の対象となるものにつきましては、地方債の発行を認め、また被害の状況に応じまして特別交付税の増額をいたして参りたいと考えております。その期間におけるつなぎ融資、あるいは今月三日、地方交付税の概算払いをいたしておりますので、目下のところ困るようなことはないと考えております。（拍手）

○議長（重宗雄三君）　農林大臣から答弁の補足があります。

〔国務大臣重政誠之君登壇、拍手〕

○国務大臣（重政誠之君）　答弁漏れがございましたので、たいへん失礼いたしました。等外麦下の取り扱いの問題で御質問があったのでございますが、これは飼料になりますものは、食糧事務所等においてもあっせんをいたしまして、仕分けをいたしまして、飼料になるものは農協等と連絡をとってその方面に売却をする。飼料にならないもの、食糧にも飼料にもならないものは、御意見のとおりに、共済金の対象と申しますか、これは収穫のなかったものとして共済金の交付をいたすことに取り扱いたい。こういうふうに考えております。（拍手）

○議長（重宗雄三君）　矢山有作君。

〔矢山有作君登壇、拍手〕

○矢山有作君　私は、日本社会党を代表し、このたびの異常な長雨による災害に対し、政府にその対策をただすものであります。この際、まず被災農民の諸君に心からお見舞を申し上げます。

さて、昨年末から本年当初にかけての異常寒波に引き続く、四、五月以来の長雨による災害は、西日本全域において想像に絶するものがあり、加うるに、この災害は現在東日本にも及びつつ、次第に全国的な広がりを示し、その被害は日増しに増大し、まさに未

曾有の災害というべき様相を呈しております。すなわち、四月下旬から降り始めました長雨は、関東以西の各地方において気象台創設以来の降雨日数となり、また日照時間がきわめて短く、しかも降水量は平年の三倍、気温は平年に比べて、最高気温はやや低目でありますが、最低気温は著しく高く、そのために平均気温が高い。したがって、まれに見る高温多湿で、圃場は過湿の状態が続きました。そのために、麦類は腐れて病害が蔓延し、焼き捨てるしか方法のない状態で、実質的には収穫皆無といってよいありさまであり、たとえ多少の収穫があったにしても、品質はきわめて悪く、そのほとんどが政府買い入れ対象外になると見込まれ、果樹も病害が発生し、生理落果を起こし、収穫皆無のおそれがあるし、野菜、菜種、その他の工芸作物についても、根腐れ等により収穫激減が予想され、さらに水稲にもその被害は及び、苗の軟弱、また病虫害の発生が伝えられております。予想もできない未曾有の大災害であり、西日本の農作物災害だけですでに六百億ともいわれておりますが、事態が明らかになるにつれ、とてもこれだけでとどまりそうにはなく、さらに被害額は巨大なものになると思われ、農民諸君の不安と焦燥は見るに忍びないものがあります。過去半年に及ぶ労働が実を結ぼうとするやさきに、収穫不能になった麦にみずから火をかけて焼き捨てる農民の悲しみを見るときに、天災だといって片づけておくわけにはいきません。農業基本法は、農業の自然的、経済的、社会的制約による不利を補正し、農業従事者が他産業従事者と均衡する生活を営むことを主眼としております。今次災害は、農業の自然的制約による不利の端的な現われであります。災害対策として政府の考えているところを見ると、単に従来の制度の範囲内でとりうる施策を述べたにすぎず、これでは、政府自身の言う、未曾有の災害に対処して農業の自然的制約による不利を補正する積極的施策とは言い得ません。全国の農民は、農業基本法下初めての未曾有の災害に対する政府の施策はいかなるものかと注視し、大きな期待をかけております。今後の営農と生活の不安におののく農民に対し、再生産の意欲と方途を持ち得るように、従来の施策にこだわらず、新たな立法施策を講じ、積極的な災害対策を打ち出していただきたいと存じますが、総理の基本的な御方針を承りたいと存じます。

また、災害対策としては、災害対策基本法を初め、数多くの立法がなされておりますが、それは主として施設災害に対するものであり、農作物に対する災害に対し、農民の営農と所得を補償するものとしては、農業災害補償法、天災融資法、自創資金融通法などがあり、しかも、これらの立法は複雑多岐でありまして、その運営において、十分な効果を発揮しておらないのが実情であると思いますが、これではとうてい、このたびのような異常災害に対処し、被災農民に希望を持って立ち上がらせることが困難であります。そこで、農作物災害に対し、農民の営農と所得を補償するために、いわばこれらの天災を国家で補償する、そういう趣旨の立法をなさり、かつまた、罹災によって一時的生活困窮に陥る者の救済のために、援護法のごときものを制定される御意思はありませんか。この点につきまして、総理の御所信を承りたいと存じます。

以上の根本的な立法措置は、このたびの災害にかんがみ、今後の災害に対処する恒久的な措置でありますが、以下、今次災害に対する緊急措置として、それぞれ御所信を承りたいと存じます。

まず最初に、農林大臣に数項目についてお伺い申し上げます。

第一に、天災融資法のすみやかな発動と、長期低利の営農資金の融資であります。今度の被害は、きわめて甚大であり、それに加えて、今冬の降雨と豪雪等によりまして、農家は農外収入も激減をいたしておりまして、営農資金に非常に苦慮いたしております。この点につきましては、先ほど激甚災害地域に指定するという農林大臣のお話がありましたが、激甚災害地域に指定する場合の基準は、きわめてきびしいものがあります。この基準を緩和し、広範に激甚災害地域に指定をされるようにお願いしたいと存じます。

さらにまた、この際、特に天災融資法をもってしては救済しがたい被災農家に対して、長期無利息の資金措置を講ずる特別立法をやるべきだと存じますが、これに対する御所信もあわせて承りたいと存じます。なお、これらに対しましては、特に大蔵大臣からの御答弁もお願いいたします。

次に、自作農創設維持資金については、災害資金貸し出しワクの拡大とともに、早急に追加割当をやっていただきたいということ、また、災害による収入減対策として、特に生産性、収益性の高い蔬菜園芸の不時栽培を振興する必要があると思われるので、これら振興地域に対する新しい技術導入のために、農業改良資金のワクの増大についても配慮されたいと存じます。

なお、先ほど御質問もありましたが、すでに制度資金等による融資を受けているものに対しては、償還期限の延期の措置をとることはもちろん、これら資金の借り入れ手続については、できるだけ簡素化をはかっていただくとともに、すでに被害農林業者の中には、被害多額のために、牛を売り払うなどする者も続出している実情ですので、早急に要求に応ずるよう措置されたいのであります。

また、農協は、農家に対し肥料等の貸付を行なっており、これは農作物の収穫によって回収しておりますが、今次災害により回収不能となり、その上、被害農家の預金引き出しの傾向も出てくることを考えると、農協の経営については、資金手当等に格段の配慮を加え、系統資金の利用に遺憾なからしめるよう措置する必要があると思いますが、御方針を承りたいと存じます。

第二に、本年産麦類の政府買い上げについてであります。今次長雨による被害は、特に麦類においてはなはだしく、収穫皆無にひとしい状況でありますが、多少の収穫があったにいたしましても、政府買い上げ対象外の等外下がほとんどであると考えられます。かつ、共済加入の状況もきわめて低位であることを思いますとき、農民所得の減少を極力緩和するために、これら等外下麦についても、その全量を政府の責任において買い上げるための特別の措置をとっていただくことを強く要望いたします。農林大臣は先ほどの御答弁で、等外下につきましては、仕分けして、えさに向くものは農協系統に買い上げさせ、えさにも向かぬものは、共済の損害評価にあたり、収穫のないものとして取り扱うという意思表示をされておりますが、農協系統に買い上げさせるにいたしましても、政府の責任において、かつ、等外下全部について買い上げの措置をとっていただきたいのであります。なお、共済金の早期概算払いの措置をとることはもちろん、損害評価にあたっては、現地の被害実情を十分に反映するように措置されたいと存じます。

第三は、麦類、菜種、野菜その他の種子の確保と購入費助成についてであります。長雨による湿害、病害で、種子の生産見込みも大幅に下回ると予想され、その確保はきわめて困難と思われますので、早急に種子確保対策及び種子代に対する全額助成の措置をとっていただきたい。

第四は、病虫害防除対策についてであります。被害の主因は湿害と病害によるものであり、特に病虫害は今後多発の傾向にあります。各地の農業試験場の予測によりましても、ことしは水稲のシマハ枯病その他の病虫害の大発生が予想されるといいます。もっとも、すでに各所に発生を見ておりますが、したがって、防除のために多量の農薬を必要としますので、これが購入代金については、特別の助成措置をとっていただきたいと存じます。政府は、従前は、種子、農薬、肥料等については補助金制度をとっておったのに、最近、融資に切りかえておられますが、災害に際してまで、融資はしてやるが

補助はしないというような、冷酷な態度は絶対におとりにならぬようにしていただきたいと存ずるのであります。

なお、病虫害の早期予察と適期防除について万全の対策をとられるとともに、ことしは気象庁の予測によりましても冷害の心配もありますので、今後の稲作については、周到な配慮のもとに、適切な指導体制をとっていかれることが必要であると存じますが、これらについての御方針を承りたいと存じます。

第五は、食糧用及び飼料用麦の被災農家への格安の払い下げ措置についてであります。大臣は、食用麦については市場に流通しておるから、それを購入すればよいと言っておられますが、被災農家の所得の激減と飼料不足に対処いたしまして、政府所有の麦類を農協を通じて格安で払い下げる措置をとっていただきたいのであります。

第六に、この際、特に要望申し上げたいのは、現在何らの補償措置もない果樹、野菜等、園芸作物に対する救済措置であります。これら農産物は、選択的拡大の名のもとに、政府によって強く奨励されてきたものであり、しかも、農家は、これに対しては、多額の資金と労力とを注ぎ込んできております。したがって、今次災害による農家に与えた物心両面の打撃はきわめて大なるものがあります。しかるに、これらに対して何らの救済措置もとられぬということでは、政府は、無責任、無慈悲のそしりを免れないと思います。適切な補償措置がとられ、これら農民をして再生産の意欲を持ち得るように、格別の御配慮をいただきたいのでありますが、これについては大蔵大臣からも御所信を承りたいと存じます。

第七には、農業共済団体等の事務費補助金の増額についてであります。今次被害は、全国にわたり、かつ、生育不ぞろいによる評価の長期化及び再評価等、現地評価日数及び事後処理事務の極度の増大のため、組合等、連合会の経費が増加いたしますので、このたび要した損害評価事務費の全額を助成されたいと思うのであります。

最後に、長雨による田畑の損壊、堤防、取水口等の農業用施設の災害も出ておりますが、これら土地生産力の低下を来たす災害個所の復旧は早急を要するし、とりわけ、これからの稲作にたちまち差しつかえる灌漑用水路の損壊については、早急に復旧の措置をとっていただきたい。なお、今後の集中豪雨等により、災害の多発が予想されますが、それに対しても万全の対策をとっていただきたいと思いますが、これに対しての御方針を承りたいと存じます。

次に、大蔵、自治、厚生の各大臣にお伺いいたします。被災農民の多くは、当分の間、無収入の状態が続くと思いますので、この対策としては、第一に、国税、地方税の減免に際して、被害による減収を十分織り込んだ配慮が必要であるし、また徴収猶予の措置も必要であります。第二に、生活保護法の弾力的な運用、世帯更生資金の貸付ワクの増大も必要になってくると考えられます。また、被害地の地方自治体は、災害により歳入が減少し、一方、支出の増大が免れ得ないところであり、財政的に困難を来たすことは明らかでありますとともに、適切な災害対策をすみやかに進めていきますためには、普通交付税の繰り上げ交付はもちろん、つなぎ融資や起債、特別交付税の交付についても、特段の配慮がなされなければならないと存じますが、これらの諸点について、それぞれ主管大臣からその御方針を承りたい。

次に、災害対策の完全なる実施を期するためには、先般の豪雪被害、旋風及びひょうによる被害等とあわせて、この際、すみやかに補正予算を編成し、財政的裏づけをすべきであると考えますが、これについての総理のお考えを承りたいと存じます。

最後に申し上げたいことは、農業基本法はできましたが、その目標として掲げられた農民と他産業従事者との所得は、均衡するどころか、ますます所得格差は拡大しております。かつて、政府のから宣伝によって農民に夢を抱かせた農業基本法は、今や、農民に大きな失望を与えつつあります。失望の中にも、農民は、その生産と生活を維持するために、懸命に苦闘を続けております。そのさなかに未曾有の大災害におそわれ、しかもその被害の度は拡大の一途をたどっております。私は幸いにして、去る十日から昨日まで、中国地方の災害実情の調査に党から派遣され、つぶさに現地の被災状況を見、また被災農民の諸君と語る機会を得ました。いつもの年ならば、発動機や脱穀機が景気のいい音を立てているころなのに、ことしは、どこへ行きましても、田畑に人影さえまばらで、ただ刈り集めた麦を焼く白煙があちこちに立ちのぼり、そのそばで手をこまねき、悲痛に顔をゆがめた農民の姿が見られるのみで、農村は不気味な静けさに包まれております。そうして被災農民の心配は、さらに今後に予想される稲作の被害に及び、文字どおり不安と焦燥のただ中にあり、とても、週末を箱根で楽しんだり、ゴルフに興ずるなどということは、及びもつかぬことでございます。私は特に総理並びに農林大臣の郷里の広島の農民諸君と話す機会を得ましたが、その人々は異口同音に、総理、農林大臣にこの悲惨な農村の被災の実態をぜひ見てほしい、われわれ農民の悲しみをはだで感じてほしい、そうして、農業基本法に定められたことが、うそでない証拠を、抜本的災害対策を打ち出すことによって実証してもらいたい、それでなくてはわれわれ農民は浮かばれないと、総理に伝えてくれと叫んでおります。このマイクを通じて、被災農民の期待にこたえるべく、総理初め各大臣のあたたかい思いやりのある御答弁を期待して、私の質問を終わります。（拍手）

〔国務大臣池田勇人君登壇、拍手〕

○国務大臣（池田勇人君）　お答えいたします。

今年になりましての各種の災害に対しましては、いわゆる農業災害補償法あるいは天災融資法その他現行諸制度を迅速に実施いたしまして、農家の方方の苦痛をできるだけ少なくすると同時に、再生産の意欲を阻害することのないように努めたいと考えております。具体的な問題は関係大臣からお答えいたしますが、特に私に補正予算を組む考えはないかという御質問でございましたが、これは所管の大蔵大臣から答えさすことにいたします。

なお、広島その他につきまして、いろいろ声を聞けという話でございますが、私は、広島ばかりではございません、全国民の声を聞きながらやっておることを、ここにあらためて申し上げます。（拍手）

〔国務大臣重政誠之君登壇、拍手〕

○国務大臣（重政誠之君）　堀本議員にお答えを申し上げましたとおり、天災融資法の発動及び激甚災害の指定につきましては、統計調査部の調査の結果を得次第、すみやかにその手続をいたすつもりであります。今月の十八、九日にはその決定が出ると思いますが、それから直ちにいたしたいと考えます。

それから、自作農資金のワクの拡大についても、堀本さんにお答えをいたしたとおりであります。

農業改良資金をこの方面に使ったらどうかという御意見でありますが、御承知のとおりに、農業改良資金は、新技術を導入するという建前でやっておるものでありますが、しかし災害地におきまして、被害地のあと作等につきまして、こういう趣旨においていろいろの施設をせられるとかいうような場合には、この農業改良資金もその方面にできるだけ使いたい、こういうふうに考えます。

それから、今回の災害によりまして農協の事務費がかさむ、あるいは農業倉庫の庫入れ賃が取れないというようなことで、農協も困るから、何とかすべきであるという御意見でありましたが、これは、御意見にもありますとおり、農林中央金庫以下、系統金融機関を通じまして、できるだけの措置はいたしたいと考えております。

さらに、等外麦は上も下も全量を政府で買い上げたらどうだという御意見

でありますが、これは食管法上、食糧にならないものは買うわけに参りませんので、先ほど申しましたとおりに、仕分けをいたしまして、飼料になるものは農協等によって措置をいたし、食糧にも飼料にもならないものは、共済金の対象として、これは損失と見て共済金を交付をするような扱いにいたしたい。こうこれはさきに堀本さんに申し上げたとおりであります。共済金の仮払いにつきましても、これはできるだけ迅速にいたしたいと考えております。これも堀本さんに申し上げたとおりであります。

それから、種子の確保及びその助成につきましても、さきに堀本議員に申し上げたとおりであります。

病虫害の予防について万全の措置を講ずべきである、――ごもっともでございます。できるだけの技術的の指導その他はいたしておる次第であります。特に稲作につきましては特に重大でございますので、この天候にかんがみまして、すでにそれぞれ予防の態勢を整えて万全を期しておる次第であります。

それから飯用麦につきまして、これを安く払い下げろという御意見でございますが、食管法上から参りますと、なかなか簡単に参らないのでありますが、現在こういうことをいたしております。さらにそれを本日各府県にも通達をいたしたのでありますが、飯用麦の需要をある程度取りまとめてもらいまして、そして精麦工場に原麦を売り渡して、そこで精麦をいたしたものを直接に配給と申しますか、払い下げをする、そういたしますと、私の計算によりますれば、おおむね現在農家の加工麦を買っております値段が一キロ五十三円かと思うのでありますが、それが、ただいま私が申しますようなことで、工場から直接に農協を通じて被害農家諸君に買っていただくようにいたしますれば、おそらく一キロ四十二、三円で渡るのではないか、こう考えておるのであります。これは、すでにその措置をいたし、さらに被害地全域にわたってそういう措置をいたすべく、本日通達をいたしておるような次第であります。

それから、園芸農作物についての救済について考えるべきである、――これはごもっともなことであります。先ほども堀本議員にお答えをいたしましたとおり、天災融資法の対象にこれをいたすべく、目下検討をいたしておるような次第でございます。

さらに、野菜等につきましては、その代作をやる場合の代作の種子については助成をしようというので、目下財政当局と交渉をいたしておるわけであります。

それから、土木、用排水等の復旧について、早急にこれを実施をいたす必要があるという御意見でありますが、ごもっともでございます。これらは、今回の災害によりまして――これは災害といたしましては、その金額、量は大きいものではございません、わずかのものでございますが、これはすみやかにいたすべく手配をいたしておるような次第でございます。（拍手）

〔国務大臣田中角榮君登壇、拍手〕

○国務大臣（田中角榮君）　お答えいたします。私に対する御質問は五点であります。

その第一点は、災害対策の財源について補正予算を編成する必要がないかという問題でありますが、現在までの被害額につきましては、現在調査中でございますが、三十八年度予算に計上しております予備費が二百億円でありますので、十分対処できる見込みでありますので、現在の段階において補正予算を組む必要はないというふうに考えております。

第二点は、長雨被害の被災地の地方公共団体に対して、財源的にどのように措置をしておるかということでありますが、さしあたりまして、六月の当初、普通交付税の概算払いをいたしておりますし、なお、短期資金の融通につきましては、被災公共団体の要望にこたえ得るように手配済みでございます。なお、財政需要の増高につきましては、今後特別交付税の配分等に十分注意をいたしまして、適切な財源賦与を考慮いたしたいと存じます。それから適債事業につきましては、地方債計画の中で災害復旧事業に充てる資金ワクの活用をはかって参る予定でございます。それから天災融資法の発動、激甚災の指定の問題につきましては、農林大臣からお答えをしたとおりでありまして、天災融資法の発動も、また激甚災害の指定も、当然だと考えております。

それから第四点目には、天災融資法やいろいろな制度上のもので救済できないものについて、何か天災補償法のごときものを作ってというようなお話がございましたが、御承知のとおり、天災融資法、自作農維持資金、激甚災害等に指定をせられますので、相当の低利長期の融資が可能でありますので、現在新しい制度を作ってという考えを持っておらないわけであります。

最後は、税の減免措置でございますが、先ほども申し上げましたように、減額申請の出るのを待ちまして、これを承認していきたい。申告、申請、納付の期限が来ておりますものに対しては当然延長を考えたい。また、延長期間における延滞税等につきましては免除をするというような方針で適切な指導を行ない、措置をいたしておるわけであります。（拍手）

〔国務大臣篠田弘作君登壇、拍手〕

○国務大臣（篠田弘作君）　災害に伴う地方税の減免並びに徴収猶予等の措置につきましては、従来から通達をもちまして指導しております。各地方団体におきましても、それぞれの状況に応じまして、地方税法の定めるところにより、税の減免、徴収の猶予等の措置を講じておりまして、今回もそれと同じでございます。

また、第二の御質問であります被害地方団体に対する財政措置につきましては、先ほど堀本議員に答えたとおりであります。また、ただいま田中大蔵大臣から答えたとおりでございます。（拍手）

〔国務大臣西村英一君登壇、拍手〕

○国務大臣（西村英一君）　お答えいたします。

私に対する質問は、今回の災害の実情にかんがみて、生活保護の弾力的運用をはかれということでございますが、生活保護法による保護は、御案内のとおり、生活に困窮する方々に対してその最低生活を保障するものでございまして、今回の長雨によりまして被害を受けられた方、その方々の生活援護につきましては、生活保護法によりまして、十分に実情を調査しまして、生活に困らないように十分な配慮をいたしたい、かように考える次第でございます。

第二番目の点は、世帯更生資金の拡大ということでございますが、実は、今年度の世帯更生資金は、昨年度よりもだいぶ増額いたしまして、二億ほど増額いたしまして、八億ほど政府は用意いたしておりますし、それに、府県の分並びにこの償還の分を合わせまして、世帯更生資金は相当のワクの拡大になっております。しこうして、今回のこの被害によりまして、ことに低所得の方々が非常に困りますので、個々の実情に応じて十分なことをいたしたいと思います。なお、世帯更生資金は、一部の府県につきましてはすでに交付をいたしておりますが、今回のこの災害によりまして、さらに増額をしてもらいたいというような府県がございましたならば、その申請に基づきまして、増額をも十分考慮いたしたい、かように考えておる次第でございます。（拍手）

○議長（重宗雄三君）　日程第三、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律及び市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案（趣旨説明）、

本案について、国会法第五十六条の二の規定により、提出者からその趣旨説明を求めます。荒木文部大臣。

〔国務大臣荒木萬壽夫君登壇、拍手〕

○国務大臣（荒木萬壽夫君）　今回、政府から提出いたしました公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標

準に関する法律及び市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

現行の標準法は、昭和三十三年に制定され、同法のもとで、翌三十四年からの五カ年計画により、公立義務教育諸学校のいわゆる「すし詰め学級」の解消を進めて参りましたが、昭和三十八年度においてこの五カ年計画は完了し、すし詰め学級は、一応の解消をみたのであります。今後は、その成果を基盤とし、教育効果のより一そうの向上を目ざして、義務教育の充実を進める必要があります。このためには、昭和三十九年度以降における学級編制の標準について新たな目標を示し、計画的に、その改善をはかりたいと考えるのであります。

さらに先般、義務教育諸学校の教育課程について大幅な改訂を行ない、小学校については昭和三十六年から、中学校については昭和三十七年から、それぞれ全面的に実施いたしておりますが、その適切な運用を期するため、必要な教職員が確保できるよう教職員定数の標準につきまして改善を加える必要があります。

なお、今後数年間にわたって、児童生徒数が急激に減少するという事態が生じて参りますので、現行法に定める標準のまま推移いたしますと、教職員定数の大幅な減少が予想され、今後の人事行政に重大な支障を生ずるおそれがあり、この点も十分考慮に入れ、ここに学級編制と教職員定数の新たな標準を定めるため、この法律案を提出いたしたのであります。

次に、法律案の内容について御説明いたします。まず第一は、学級編制に関する標準の改善であります。すなわち、現行法における一学級五十人の標準を四十五人にするとともに、複式学級、単級学級につきましても、それぞれ標準を改めることといたしたのであります。なお、この際、特殊教育の普及に伴って養護学校につきましても必要な規定を設けることといたしました。

第二は、教員定数に関する算定標準の改善であります。すなわち、新教育課程の完全実施にともなって、新たに道徳及び技術・家庭科が新設され、さらに、教育内容の充実のために授業時間数を増加いたしましたので、これに必要な教員数を確保できるよう、教員定数の算定標準を改めることといたしたのであります。

第三に、以上のような改善と並行して、養護教員及び事務職員の増員をはかることとし、これら職員の定数の算定標準を改めることといたしました。

第四は、経過措置についてであります。

この法律案は、昭和三十九年度から実施することにいたしておりますが、まず、学級編制の標準につきましては、児童生徒数の減少及び学校施設の状況を考慮しつつ、五年後には一学級四十五人の目標に到達できるようその間の必要な経過措置について政令で定めることといたしました。また、教職員定数の標準につきましても、同様に、五年間に漸次改善をはかることといたしております。なお、この場合において問題となりますのは、児童生徒数の減少が必ずしも全国一律ではなく、その減少の傾向が特に著しい県があること及び現に相当数の定数を上回る教職員を擁している府県があることであります。前者につきましては、一般の府県と同様の扱いをいたしますと、教職員定数の急減によって混乱を生ずることも予想されますので、事情に応じて昭和四十五年三月三十一日までに漸次定数を減少させることができるよう配慮することといたしました。また、後者につきましては、法律の施行と同時に定数を上回る教職員を認めないことにいたしますと、同じような混乱を生ずることになりますので、その程度に応じて昭和四十三年三月三十一日までに漸減できるよう特別の配慮をいたしております。

最後に、事務職員の充実と関連して市町村立学校職員給与負担法の一部を改正いたしました。すなわち、現在「吏員相当の者」に限られている義務教育諸学校の県費負担事務職員の資格の制限を緩和し、その確保に遺憾なきを期することといたしたのであります。

以上が、この法律案の趣旨であります。（拍手）

○議長（重宗雄三君）　ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。発言を許します。豊瀬禎一君。

〔豊瀬禎一君登壇、拍手〕

○豊瀬禎一君　私は日本社会党を代表いたしまして、ただいま趣旨説明がありました公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案につきまして、質問をいたしたいと思います。

公立義務教育諸学校における学級編制及び教職員定数の改善につきましては、義務教育水準の向上という観点から、過去、長い間の重要懸案事項でありましたが、ただいまの説明にもありましたとおり、今後数カ年間にわたりまして児童・生徒が漸減していくという見通しに立った今日、これに着手されるということは、時宜に適した処置とはいいながら、むしろおそきに失した施策というべきでありましょう。以下、その改正の内容について、漸次ただしていきたいと存じます。

その第一は、重大な教育制度の問題として、今日の改正が現行法の性格とは全く質的に異なった変革を企図しているところでございます。本来わが国の学校教育制度においては、義務教育の責任と権限は、地方公共団体にあるものとされております。すなわち、小・中学校設置の責任は市町村にあり、そこに働く教職員の給与は、都道府県が支払い責任者となっておるのでございます。ただ、国は、義務教育費国庫負担法の定めによりまして、その水準の維持向上をはかるために、形式的には現行の標準法を目安としながら、実質的には負担法をささえとして、都道府県教職員給与の実際支出額の二分の一を自動的に負担するという財政援助を行なっているのであります。この仕組みの意味するものは、教育においては、地方の自主性、独自性をあくまで尊重するということが、教育の振興上不可欠の条件であるからにほかなりません。これは、いわゆる実員実額制と呼ばれるものであります。したがって、各都道府県間の人口、産業、県民所得の格差に基づいて、教員定数や給与水準に格差があったことも当然であり、また一方、教育に熱意のある都道府県においては、この定数標準を上回ってきたことも、まことにうなずけるものであります。また、このことは、将来においても同様で、産業構造の変革に基づく急激な社会の変化や、膨大な数の労働者の移動が当然予想されるのであります。それゆえに、今回の提案のごとき、教育的見地から見れば、いまだ理想にほど遠い標準を、従来なかったような強い中央の規制力で全国一律に押しつけることは、地方教育に対する中央の統制強化ともなり、さらにはこれを破壊に導くおそれなしとしないのであります。すなわち、文部省の机上の計算を、激動する社会における生きた教育に押しつけることは、まことに望ましくないやり方であり、スピーディーな社会変革に十分対応できるところの地方の自主性、独自性を認めた弾力ある措置をとることこそが、教育政策の基本のあるべき姿と思うが、総理の所信を承りたいのであります。

その第二は、学級編制の標準についてであります。本改正案は、学級編制標準を一学級四十五人としているが、これはいかなる根拠に基づくものか、承りたいのであります。すでに欧米諸国におきましては、三十五人ないし四十人という少数編制で教育を行なっており、三十ないし三十五人程度の編制が最も望ましい体制であることは、世界の教育学者の完全に一致した所見であることは、皆さんの御承知のところであります。しかしてなおかつ、四十数都道府県中、工業地帯、農山村、僻地、離島等、それぞれ、風土、条件の

相異なる立地条件に即応し、あるいは学校教師の教育的識見を尊重した自主的な学級編制を容認していくことこそが、教育振興上きわめて必要な措置と言うべきでありましょう。「真に自由な土壌のもとにおいてのみ新しい生命がつちかわれる」とは、先哲の指摘した教育の要諦でありますが、無限の生命力を持つ青少年の教育こそが国の命運を左右することに思いをいたすならば、総理は、今日、生徒児童が減少していくこの機会をとらえて、四十五人などという時代おくれの編制ではなくて、少なくとも四十人以下の編制に踏み切るべき英断をなすべき絶好の機会と言うべきでありましょう。総理の提唱する人づくり政策を真に地についたものとするための捷径としても、この実施が必要であると思いますが、その所信を承りたいのであります。

第三には、教員配当についてであります。文部大臣は、教育課程の改訂につきまして、相当の自信と期待を持っておられるようでありますが、しかし、この問題は、これに基づいて教育をする教員の確保が十分に行なわれるということが肝要であります。たとえば、小学校におきましては、理科、図画、工作、音楽、家庭、体育等、専科教員が相当数必要であることは、今後もはや論を待たないところであり、戦前においてすら、これら教員は配置されていたのであります。しかるに、現状におきましては、小学校におきましては、これら専科教員はほとんど配置されず、また、教科担任制である中学校においてすら、莫大な数の教師が免許状を持たない教科を担当し、いわゆる無免許運転が当然のごとく放置されているのであります。これは、教育効果の面からして、早急に解決すべき禍根とも言うべきでありましょう。

伝えられるところによりますと、今回の改正により、このような教科充実のための教員を二万数千人増員するようですが、かりに小学校のみに専科教員を配当するとしても、十数万の教員の増員が必要であります。今回の改正は、まことに九牛の一毛とも言うべきものと称すべきでありましょう。しこうして今回の標準の数値が、この五カ年間の生徒、児童の減少に伴って、現行の方式でいけば、先ほどの説明どおり七万数千の首切りとなり、この混乱を回避しようとするところから生まれた逆算的な数値であって、本来、学級編制、教職員定数がいかにあることが教育効果上正しいかという、理論的根拠を何一つ持たないのであります。真の教員配当基準とは、このような、こそくなものではなくして、配置すべき専科の指定教員の適正な授業時間数は幾らがよろしいか、授業の準備、整備等のために必要な時数は一日何時間程度か、こうした合理的科学的な積み上げのものでなければならないと思います。このような科学性、論理性があるかどうか、根拠を示していただきたいと同時に、専科教員の全面的配置に対する意図があるかどうか、大臣の見解を承りたいのであります。

第四にただしたいのは、文部大臣に報告、勧告の権限を持たせることによって各都道府県の監視を厳重に行ない、各都道府県は、教職員定数はこの方式の計算どおり定めろ、もし、それ以上越えるときは一切援助しないという建前をとろうとしている点についてであります。これは明らかに、教育条件の向上に対する地方自治体の熱意に水をかける逆統制であるというべきではないでしょうか。また、都道府県が教育振興の体系に立って、この標準以上の好条件を実施した場合、その前進への努力を高く評価して、当然、国としては財政の裏づけ措置をなすべきだと思うが、大蔵大臣の所信を承りたい。

最後に、本改正成立後、義務教育国庫負担法の政令を改めることによって、つまり負担法の精神とは相反する政令を作ることによって、一定以上の財政援助の打ち切りを予定しているかのごとき風聞がありますが、その真意を明らかにしていただきたいのであります。

なお、この点に関連して、政令において標準法を段階的に実施すること、特別の府県においてはさらに二カ年の暫定期間を延長することの規定を行なうと説明しましたが、それだけの内容では、はなはだばく然といたしております。むしろこの部分は法律に盛らるべき重要事項であるにもかかわらず、これを政令委任の形をとっているのは、立法府軽視の態度であると思うのであります。その内容の大綱を示していただくとともに、今後委員会等の審議の段階では、この政令案を提示する用意があるかどうか、明らかにしてもらいたいのであります。

以上、これを要しまするに、改訂標準は、教育向上の立場から見ましても、きわめて不十分な策であること、また、わが国教育行政の原則的あり方、すなわち地方の独自性、自主性を尊重し、中央はサポートはするけれどもコントロールを行なわないという基本的立場からすれば、この定員実額方式は、むしろこれに逆行する性格を持っておることを強く指摘したいのであります。今後の社会変革に即応する教育のあり方からして、今回のごとき、地方自治に対する――地方教育に対する中央の規制強化は、まことに時代に逆行するもはなはだしいことを、最後に強く指摘いたしまして、政府がこのような地方教育に対する統制を行なわず、真に教育振興の立場から、地方教育の自由なる、弾力性、永続性ある施策ができるような措置をすることを強く要望いたしまして、質問を終わります。（拍手）

〔国務大臣池田勇人君登壇、拍手〕

○国務大臣（池田勇人君）　今回御審議願っておりまする法律案に規定いたしておりまする基準は、義務教育の妥当な規模と内容を保障するものでございまして、お話のとおり、時宜に適しておる法律案と考えます。しこうして、御質問の、地方が自主的にこの法律の基準を越える教職員を置かれた場合におきましては、全国公平の原理から申しまして、自主的に置かれた教員は、その自治体が負担することが私は適当であると考えます。

なお、一学級当たりの生徒数最高限度を五十人から四十五人に下げましたことは、ただいま申し上げました義務教育の規模内容を充実するためのものでございます。したがいまして、経過的にはいろいろこの基準によって措置してもらい、私は、四十五人を最高限度としておりまするが、行く行くは、現実には四十人程度に相なると考えているのであります。

その他の問題につきましては、関係大臣より答えます。（拍手）

〔国務大臣荒木萬壽夫君登壇、拍手〕

○国務大臣（荒木萬壽夫君）　お答え申し上げます。

第一点は、学級編制五十人を四十五人としたことについての根拠を示せという趣旨の御質問かと思います。御案内のとおり、三十八年度でようやくすし詰め解消五カ年計画が完了いたしまして、五十人にたどりついたわけでございますが、御指摘のございましたように、世界的な観点から申し上げましても、五十名が多過ぎることは、だれしも指摘するところでございます。しからば、学級編制何十人がおっしゃるとおり合理的科学的根拠に立っての結論かとなりますと、なかなか容易には申し上げにくい意味合いがございますが、しかし、たとえばイタリアが三十人ということをよく言われますが、聞きまするとこれらの国々の実情は、非常に小規模学校が多いということのゆえに、必然的な結果としてそういうふうになる傾向があるんだということも聞くのであります。ことに、今度の四十五人は、申すまでもなく、最高四十五人でございまして、平均しますれば四十人もしくは四十人を切るであろう学級編制のところが大部分であろうと推察されるのであります。したがって、諸外国と比べましても、必ずしも学級編制が数が多過ぎるという非難は少なくとも当たらないであろう。しかし、それが最終の結論であってそれから一歩も前進してはならないと思っているわけじゃむろんございません。当

面の妥当な定数であろうかと思っておる次第であります。

さらに、専科教員を全部配置するという考えがあるかというお尋ねでございますが、今度の改正によりまして、専科教員の配置につきましても、一応適当と思う配置はいたしておりますが、将来に向かってさらに努力をすべき課題は残っておろうかと思います。努力はしたいと思います。

次に、定員実額という形になったのが今までの考え方と違うじゃないかという点でございますが、御指摘のとおりでございます。定員につきましては、定数をいやしくも定めるとならば、これこそ公平の観念からいたしましても、全国的にその定員が守られるというのが本則であるべきことは言わずもがなと思います。ただし今までは、申し上げるまでもなく、いわゆるすし詰め状態をようやく解消することのために懸命の努力をしてきた当時の状況下におきましては、定数というものがきちんと守らるべき本質は持っておりましても、そういう異例の事態におきましては、実員実額主義ということでその事態に対処する、そのことが妥当であったからそういう措置が行なわれておった、かように思うのであります。すでにして、学級編制四十五名、平均すれば四十名、大多数はそれを切るであろうという現実に立って考えます場合には、定員はやはり全国的に原則としては守るという立場に立って、そして御指摘のとおり、実給与額というものは、それぞれの地域によって異なることは当然でもございますので、それは堅持していく、その考え方が今後に向かっては妥当であろうかと存ずる次第でございます。

最後に、この法案にいろいろと政令に譲った点があるが、それは立法府軽視ではないかという意味の御指摘でございましたが、そういう意図があるわけでもございませず、事柄の一つ一つを御了承いただけば、そうでないことも御理解いただけるかと思います。詳しくは委員会においての御説明に譲りたいと存じますが、五つばかり政令に譲った点がございます。概括的に申し上げますと、経過的な措置でございますために政令に譲った、事柄が手続的であるがゆえに政令に譲ったということで、一応御説明は尽きておろうかと思います。繰り返し申し上げますが、詳しくは委員会において御検討をお願い申し上げたいと思います。（拍手）

〔国務大臣田中角榮君登壇、拍手〕

○国務大臣（田中角榮君） お答えいたします。一学級当たりの実際の生徒数が標準を下回っておるような場合に国の負担分は減額されるかどうかというような御質問だったと思いますが、標準法の定数を越える教職員の国庫負担の問題につきましては、最高限度を設けるという方針でありますので、お尋ねのような面から率直に申し上げますと、定数の標準を越える教職員分につきましては、国庫補助金は減額されることになるわけであります。しかし、文部大臣がお答えいたしましたとおり、激減緩和の経過措置を規定いたしておるわけでございます。（拍手）

○議長（重宗雄三君） これにて質疑の通告者の発言は終了いたしました。質疑は終了したものと認めます。

○議長（重宗雄三君） 日程第四、行政管理庁設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）、日程第五、国家公務員法の一部を改正する法律案（衆議院提出）、以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重宗雄三君） 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長村山道雄君。

〔審査報告書は都合により第二十八号末尾に掲載〕

行政管理庁設置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十八年五月二十八日

衆議院議長　清瀬　一郎

参議院議長重宗雄三殿

（小字及び――は衆議院修正）

行政管理庁設置法の一部を改正する法律案

行政管理庁設置法の一部を改正する法律

行政管理庁設置法（昭和二十三年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号の次に次の一号を加える。

四の二　法律により直接に設立される法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立すべきものとされる法人の新設、及び目的の変更、その他当該法律の定める制度の改正及び廃止に関する審査を行なうこと。

第三条第三項中「第四号」を「第四号の二」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

〔審査報告書は都合により第二十八号末尾に掲載〕

国家公務員法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和三十八年六月四日

衆議院議長　清瀬　一郎

参議院議長重宗雄三殿

国家公務員法の一部を改正する法律

国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

第十二条第六項第十七号中「決定」の下に「並びに同条の規定による国会及び内閣に対する報告」を加える。

第百三条に次の一項を加える。

人事院は、毎年、遅滞なく、国会及び内閣に対し、前年において人事院がした第三項の承認の処分（第一項の規定に係るものを除く。）に関し、各承認の処分ごとに、承認に係る者が離職前五年間に在職していた第二項の人事院規則で定める国の機関における官職、承認に係る営利企業の地位、承認をした理由その他必要な事項を報告しなければならない。

附　則

1　この法律は、昭和三十九年一月一日から施行する。

2　裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）の一部を次のように改正する。

本則第一号中「第九十五条」の下に「、第百三条第九項」を加える。

〔村山道雄君登壇、拍手〕

○村山道雄君　ただいま議題となりました法律案二件につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を報告申し上げます。

まず、行政管理庁設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案の改正の要旨は、最近、国家目的を達成するため、特定の業務を営みます公団、公庫、事業団等が多数設立される傾向にあるのでありますが、かくては、いたずらに行政を複雑化し、その能率的運営に支障を生ずるおそれもありますので、第一に、これら特殊法人の新設、目的の変更、第二に、その他当該法律の定める制度の改正及び廃止に関し、あらかじめ行政管理庁において審査することとしようとするものであります。なお、右審査の範囲中の第二点でありますが、「その他当該法律の定める制度の改正及び廃止」の部分は、衆議院の修正によって追加されたものでありまして、政府原案の範囲のみでは、特殊法人の制度を行政組織の一環として適切に管理しようとする本法案の意図を十分に達成し

得ないという理由で加えられたものであります。

本委員会におきましては、審査の対象となる特殊法人の性格並びにその範囲、最近特殊法人が多数設立される傾向になった原因、審査の意義及び基準、特殊法人に対する業務調査の状況及び今後の計画、行政苦情相談業務の実施の状況、行政不服審査の運営状況、特殊法人の役員の人選問題等について質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、下村委員より、自由民主党、日本社会党及び民主社会党の三党共同提案にかかる次の附帯決議を付して賛成する旨の発言がありました。附帯決議案を朗読いたします。

行政管理庁設置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

近時、公社、公団、公庫、事業団等の役員の地位に、関係官庁の高級公務員が天下り的に就任する傾向が著しく、国民の批判も高まっている。政府は、これら特殊法人の役員の人事については、慎重かつ公正を期し、その業務の適正にして能率的な遂行に遺憾なきよう努められたい。

右決議する。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたし、附帯決議案も全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

なお、この附帯決議につきまして、川島行政管理庁長官から、この決議の趣旨を閣議において発言し、実行することにしたい旨の言明がございました。

次に、国家公務員法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、衆議院内閣委員長の提出にかかるものでありまして、その内容は、国家公務員法第百三条におきまして、特に営利企業への就職制限の規定を設け、官職一般の公正を確保するために、国家公務員に対して、離職後二年間は、特に人事院の承認があった場合のほか、その離職前五年間に在職していた国の機関と密接な関係にあった営利企業の地位につくことを禁止しているのであります。しかるに、最近、この規定が設けられておりまする根本精神が軽視される傾向にありますので、この規定の運用の適正化に資しますために、同条に、「人事院は、前年中に就職を承認した者について、その承認の理由等を毎年遅滞なく国会及び内閣に対し報告しなければならない」旨の一項を加え、人事院に報告の義務を課そうとするものであります。

本委員会におきましては、国家公務員法第百三条と人事院規則十四の四の解釈並びにその運用状況について詳細な質疑が行なわれましたほか、最近同規定の根本精神が軽視される傾向にあるが、これに対する人事院の所見、公社、公団、事業団等への天下りの実情とその対策等についても質疑が重ねられましたが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

質疑を終わり、討論もなく、採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上報告いたします。（拍手）

○議長（重宗雄三君）　別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（重宗雄三君）　総員起立と認めます。よって両案は全会一致をもって可決せられました。

○議長（重宗雄三君）　日程第六、観光基本法案（衆議院提出）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。運輸委員長金丸冨夫君。

［審査報告書は都合により第二十八号末尾に掲載］

観光基本法案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和三十八年五月二十四日

衆議院議長　清瀬一郎

参議院議長重宗雄三殿

観光基本法

目次

前文
第一章　総則（第一条―第五条）
第二章　国際観光の振興（第六条―第八条）
第三章　観光旅行者の保護及び観光に関する施設の整備等（第九条―第十五条）
第四章　行政機関及び観光関係団体（第十六条・第十七条）
第五章　観光政策審議会（第十八条―第二十三条）

附則

観光は、国際平和と国民生活の安定を象徴するものであつて、その発達は、恒久の平和と国際社会の相互理解の増進を念願し、健康で文化的な生活を享受しようとするわれらの理想とするところである。また、観光は、国際親善の増進のみならず、国際収支の改善、国民生活の緊張の緩和等国民経済の発展と国民生活の安定向上に寄与するものである。

われらは、このような観光の使命が今後においても変わることなく、民主的で文化的な国家の建設と国際社会における名誉ある地位の保持にとつてきわめて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、観光がその使命を達成できるような基盤の整備及び環境の形成はきわめて不十分な状態である。これに加え、近時、所得水準の向上と生活の複雑化を背景とする観光旅行者の著しい増加は、観光に関する国際競争の激化等の事情と相まつて、観光の経済的社会的存立基盤を大きく変化させようとしている。

このような事態に対処して、特に観光旅行者の利便の増進について適切な配慮を加えつつ、観光に関する諸条件の不備を補正するとともに、わが国の観光の国際競争力を強化することは、国際親善の増進、国民経済の発展及び国民生活の安定向上を図ろうとするわれら国民の解決しなければならない課題である。

ここに、観光の向かうべき新たなみちを明らかにし、観光に関する政策の目標を示すため、この法律を制定する。

第一章　総則

（国の観光に関する政策の目標）

第一条　国の観光に関する政策の目標は、観光が、国際収支の改善及び外国との経済文化の交流の促進と、国民の保健の増進、勤労意欲の増進及び教養の向上とに貢献することにかんがみ、外国人観光旅客の来訪の促進、観光旅行の安全の確保、観光資源の保護、育成及び開発、観光に関する施設の整備等のための施策を講ずることにより、国際観光の発展及び国民の健全な観光旅行の普及発達を図り、もつて国際親善の増進、国民経済の発展及び国民生活の安定向上に寄与し、あわせて地域格差の是正に資することにあるものとする。

（国の施策）

第二条　国は、前条の目標を達成するため、次の各号に掲げる事項につき、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講じなければならない。

一　外国人観光旅客の来訪の促進及び外国人観光旅客に対する接遇の向上を図ること。

二　国際観光地及び国際観光ルートの総合的形成を図ること。

三　観光旅行の安全の確保及び観光旅行者の利便の増進を図ること。

四　家族旅行その他健全な国民大衆の観光旅行の容易化を図ること。

五　観光旅行者の一の観光地への過度の集中の緩和を図ること。

六　低開発地域につき観光のための開発を図ること。

七　観光資源の保護、育成及び開発を図ること。

八　観光地における美観風致の維持を図ること。

（地方公共団体の施策）

第三条　地方公共団体は、国の施策に準じて施策を講ずるように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第四条　政府は、第二条の施策を実施するため必要な法制上、財政上及び金融上の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第五条　政府は、毎年、国会に、観光の状況及び政府が観光に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

2　政府は、毎年、観光政策審議会の意見をきいて、前項の報告に係る観光の状況を考慮して講じようとする政策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章　国際観光の振興

（外国人観光旅客の来訪の促進）

第六条　国は、外国人観光旅客の来訪の促進を図るため、海外における観光宣伝活動の充実強化、国際交通機関及びこれに関連する施設の整備、外国人観光旅客の出入国に関する措置の改善等に必要な施策を講ずるものとする。

（外国人観光旅客に対する接遇の向上）

第七条　国は、外国人観光旅客に対する接遇の向上を図るため、宿泊施設、食事施設、休憩施設、案内施設その他旅行に関する施設（以下「旅行関係施設」という。）で外国人観光旅客の利用に適するものの整備、通訳案内、旅行あっせんその他国際観光に関する事業を営む者のサービスの向上、観光みやげ品等の品質の改善、わが国の産業、文化及び家庭生活の紹介の強化等に必要な施策を講ずるものとする。

（国際観光地及び国際観光ルートの総合的形成）

第八条　国は、国際観光地及び国際観光ルートの総合的形成を図るため、外国人観光旅客の観光に適する観光地及びその観光地間を連絡する経路につき、空港、港湾、鉄道、道路、駐車場、旅客船その他の観光の基盤となる施設（以下「観光基盤施設」という。）及び外国人観光旅客の利用に適する旅行関係施設の総合的整備等に必要な施策を講ずるものとする。

第三章　観光旅行者の保護及び観光に関する施設の整備等

（観光旅行の安全の確保）

第九条　国は、観光旅行の安全の確保を図るため、観光旅行における事故の発生の防止、観光に関する事業を営む者の不当な営利行為の防止等に必要な施策を講ずるものとする。

（観光旅行者の利便の増進）

第十条　国は、観光旅行者の利便の増進を図るため、公共的旅行関係施設の整備、観光に関する事業を営む者のサービスの向上、観光に関する事業の健全な育成、旅行知識の普及等に必要な施策を講ずるものとする。

（家族旅行その他健全な国民大衆の観光旅行の容易化）

第十一条　国は、家族旅行その他健全な国民大衆の観光旅行の容易化を図るため、家族旅行その他健全な国民大衆の観光旅行に適する旅行関係施設の整備等に必要な施策を講ずるものとする。

（観光旅行者の過度の集中の緩和）

第十二条　国は、観光旅行者の一の観光地への過度の集中の緩和に資するため、観光旅行者が利用することが少ない観光地又は観光地として開発するのに適する地域で、その観光地の利用の促進又はその地域の観光地としての開発が観光旅行者の一の観光地への過度の集中の緩和に効果があると認められるものにつき、観光基盤施設及び旅行関係施設の整備等に必要な施策を講ずるものとする。

（低開発地域の観光開発）

第十三条　国は、低開発地域でその地域内に観光地として開発するのに適する地域を含むものの開発を図るため、当該観光地として開発するのに適する地域につき、観光基盤施設及び旅行関係施設の整備等に必要な施策を講ずるものとする。

（観光資源の保護、育成及び開発）

第十四条　国は、史跡、名勝、天然記念物等の文化財、すぐれた自然の風景地、温泉その他産業、文化等に関する観光資源の保護、育成及び開発を図るため必要な施策を講ずるものとする。

（国土の美化）

第十五条　国は、観光地における美観風致の維持を図るため、屋外広告物等に関する規制その他国土の美化に必要な施策を講ずるものとする。

第四章　行政機関及び観光関係団体

（観光行政に関する組織の整備及び運営の改善）

第十六条　国及び地方公共団体は、第二条又は第三条の施策を講ずるにつき、相協力するとともに、行政組織の整備及び行政運営の改善に努めるものとする。

（観光関係団体の整備）

第十七条　国は、国際観光の発展、観光地の開発の円滑な推進、観光旅行者の利便の増進及び観光に関する事業の健全な発達を図ることができるよう観光に関する団体の整備に必要な施策を講ずるものとする。

第五章　観光政策審議会

（設置）

第十八条　総理府に、附属機関として、観光政策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（権限）

第十九条　審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要事項を調査審議する。

2　審議会は、前項に規定する事項に関し、内閣総理大臣又は関係各大臣に意見を述べることができる。

（組織）

第二十条　審議会は、委員三十人以内で組織する。

2　委員は、前条第一項に規定する事項に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3　委員は、非常勤とする。

（資料の提出等の要求）

第二十一条　審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

（庶務）

第二十二条　審議会の庶務は、内閣総理大臣官房において処理する。

（委任規定）

第二十三条　この法律に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（総理府設置法の一部改正）

2　総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中

観光事業審議会	観光事業に関する基本的計画及びその他重要事業を調査審議すること。

を

観光政策審議会

観光基本法（昭和三十八年法律第　号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。

に改める。

〔金丸冨夫君登壇、拍手〕

○金丸冨夫君　ただいま議題となりました観光基本法案について、運輸委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本法案は、衆議院において、自由民主党、日本社会党及び民主社会党の三党共同提案として提出されたものであります。その要旨は、観光がわが国の文化、経済及び社会において果たすべき重要な使命にかんがみ、観光の向かうべき新たな道を明らかにするとともに、観光に関する政策の目標を示し、国際親善の増進、国民経済の発展及び国民生活の安定向上に寄与しようとするものでありまして、

その第一点は、国は、国際観光の発展及び国民の健全な旅行の普及発達をはかるために必要な施策を総合的に講ずるものとし、そのために、法制上、財政上及び金融上の所要の措置を講ずべきものとしたことであります。

第二点は、地方公共団体は、国の施策に準じて施策を講ずるように努めなければならないこととしたことであります。

第三点は、観光に関する重要事項を調査審議するため、総理府に観光政策審議会を置くこととしたことであります。

委員会の審議におきましては、外国人観光旅客の来訪の促進と接遇の向上、国民大衆の健全な観光旅行、なかんずく修学旅行の容易化、観光旅行の安全の確保、観光諸施設の整備と国土の美化、観光行政組織の整備と行政運営の改善等、観光に関する各般の問題について、熱心な質疑が行なわれましたが、詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

かくて質疑を終了し、討論に入りましたところ、天埜委員より、

政府は、本法に基づく諸施策の実施のために鋭意必要な法制上、財政上及び金融上の措置を講ずるとともに、行政組織の整備、行政運営の改善等に努力すべきである。

との趣旨の各派共同提案にかかる附帯決議案を提出されて、本法案に賛成の旨、意見の開陳がなされました。

以上で討論を終わり、採決の結果、本法案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたし、また、附帯決議案につきましても、全会一致をもって本委員会の決議をすることに決定いたしました。

以上、御報告を申し上げます。（拍手）

○議長（重宗雄三君）　別に、御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重宗雄三君）　過半数と認めます。よって本案は可決せられました。

○議長（重宗雄三君）　日程第七、輸出硫安売掛金経理臨時措置法案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。商工委員長赤間文三君。

〔審査報告書は都合により第二十八号末尾に掲載〕

輸出硫安売掛金経理臨時措置法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

昭和三十八年六月四日

衆議院議長　清瀬　一郎

参議院議長重宗雄三殿

輸出硫安売掛金経理臨時措置法案

輸出硫安売掛金経理臨時措置法

（取立不能見込額の繰延）

第一条　日本硫安輸出株式会社に対して硫酸アンモニアを売り渡し、その売渡しに係る売掛金を有している者は、当該売掛金のうち取り立てることができないと見込まれる額に相当する金額（以下「取立不能見込額」という。）を、この法律の施行後最初に到来する決算期において、貸借対照表の資産の部に計上することができる。この場合においては、この法律の施行後最初に到来する決算期から十年以内に、毎決算期に均等額以上の償却をしなければならない。

2　前項の規定により取立不能見込額を計上する場合には、輸出硫安繰延損失という名称を用いなければならない。

（配当の限度）

第二条　前条第一項の規定により取立不能見込額を計上した者は、商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百九十条第一項の規定により利益の配当をすることができる限度とされた金額から前条第一項の規定により計上された金額を控除した額に相当する金額を限度として利益の配当をすることができる。

2　商法第二百六十六条第一項第一号（違法配当に関する取締役の責任）及び第二百九十条第二項（違法配当の場合の債権者の返還請求）の規定は、前項の場合に準用する。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律は、施行の日から十年以内に廃止するものとする。

〔赤間文三君登壇、拍手〕

○赤間文三君　ただいま議題となりました輸出硫安売掛金経理臨時措置法案につきまして、商工委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

硫安輸出につきましては、御承知のとおり、肥料二法に基づきまして、日本硫安輸出株式会社を通ずる一手輸出を行なっておりまするが、諸外国の輸出競争によりまして、ここ数年来、国際価格は著しく下落し、硫安製造会社が輸出会社に売り渡す価格よりも、かなり低く、その結果、輸出価格との差額がいわゆる輸出赤字として年々累積し、昨年末現在で二百十五億円となっておるのでございます。硫安問題については、昨年十二月二十八日閣議決定によりまして、硫安工業の合理化と体質改善の対策を講ずるとともに、輸出赤字の処置についても方針が決定いたしましたが、その措置を規定したのが本法律案でございます。

その内容を申し上げまするとと、第一に、硫安製造会社は、輸出会社に対して有する取り立て不能の売掛金を、商法の特例といたしまして、「輸出硫安繰延損失」という名称で貸借対照表の資産の部に計上することを認め、十年以内に、毎決算期に均等額以上の償却をしなければならないことといたしました。第二に、債権者保護の見地から、右の繰り延べ損失を計上した会社は、商法の配当限度額から、さらにこの繰り延べ損失の未償却分を差し引いた額の範囲内でしか配当できないという制限を加え、また、この法律は、十年以内に廃止することとなっておるのであります。

委員会におきましては、まず、硫安の輸出赤字の累積の原因、硫安工業の第一次及び第二次合理化計画の目標と実績、国際的な輸出競争激化の現状と将来の見通し、来年に差し迫った肥料二法失効後の肥料対策等の政策問題を中心に質疑が行なわれ、また、本法律案によって商法上の企業会計の原則に特例を認めることの必要性、及び将来類似の事態が発生したときの政府の態度等についてもただし、あらゆる観点から熱心なる質疑応答が行なわれましたが、その詳細は会議録に譲ることといたします。

かくて質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して中

田委員より、政府は硫安の国内価格を低い輸出価格に近づけるよう、硫安工業の合理化計画を的確に樹立し、もって輸出赤字の国内転嫁のおそれをなくするとともに、肥料の豊富、低廉、適期の供給をはかるよう努力されたいとの希望を付して本案に賛成する旨の発言がありました。次いで、自由民主党を代表して川上委員より、硫安工業は化学工業の基礎であるから、その再建に必要な本法案に賛成する旨の発言がありました。かくて討論を終わり、次いで採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたした次第であります。

以上御報告を申し上げます。（拍手）

○議長（重宗雄三君）　別に御発言もなければ、これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（重宗雄三君）　過半数と認めます。よって本案は可決せられました。

○議長（重宗雄三君）　日程第八、麻薬取締法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。社会労働委員長加瀬完君。

［審査報告書は都合により第二十八号末尾に掲載］

麻薬取締法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十八年五月二十四日

衆議院議長　清瀬一郎

参議院議長重宗雄三殿

（小字及び――は衆議院修正）

麻薬取締法等の一部を改正する法律案

麻薬取締法等の一部を改正する法律

（麻薬取締法の一部改正）

第一条　麻薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六章　監督（第五十一条―第五十八条）」を「第六章　監督（第五十一条―第五十八条）　麻薬中毒者に対する措置（第五十八条の二―第五十八条の十八）」に、「第七十五条」を「第七十六条」に改める。

第一条を次のように改める。

（目的）

第一条　この法律は、麻薬の輸入、輸出、製造、製剤、譲渡、譲受、所持等について必要な取締りを行なうとともに、麻薬中毒者について必要な医療を行なう等の措置を講ずることにより、麻薬の濫用による保健衛生上の危害を防止し、もつて公共の福祉の増進を図ることを目的とする。

第二条第五号中「第二十四号」を「あへんアルカロイド系麻薬の項第二十一号」に改め、同条第十五号中「処方せん」の下に「（以下「麻薬処方せん」という。）」を加え、同条に次の二号を加える。

二十二　麻薬中毒　麻薬、大麻又はあへんの慢性中毒をいう。

二十三　麻薬中毒者　麻薬中毒の状態にある者をいう。

第三条第三項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「又は麻薬、大麻若しくはあへんの中毒者」を「、麻薬中毒者又は覚せい剤の中毒者」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「この法律、大麻取締法（昭和二十三年法律第百二十四号）若しくはあへん法に違反する罪又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二編第十四章に定める罪を犯し、」を削り、同号の次に次の一号を加える。

三　前二号に該当する者を除くほか、この法律、大麻取締法（昭和二十三年法律第百二十四号）、あへん法、薬剤師法（昭和三十五年法律第百四十六号）、薬事法、医師法（昭和二十三年法律第二百一号）、医療法その他薬事若しくは医事に関する法令又はこれらに基づく処分に違反し、その違反行為があつた日から二年を経過していない者

第十一条第一項第一号中「二千円」を「四千円」に改め、同項第二号中「千五百円」を「二千円」に改め、同項第三号中「二百円」を「五百円」に改め、同項第四号中「百円」を「五百円」に改め、同項第五号中「百円」を「三百円」に改める。

第十二条に次の一項を加える。

4　何人も、第一項の規定により禁止される麻薬の施用を受けてはならない。

第二十四条第十項中「前九項」を「前各項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「麻薬施用者の麻薬を記載した処方せん（以下「麻薬処方せん」という。）」を「麻薬処方せん（第二十七条第三項又は第四項の規定に違反して交付されたものを除く。）」に改め、同項を同条第十項とし、同条中第二項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の一項を加える。

2　前項ただし書の規定は、施用のため交付される麻薬が第二十七条第一項、第三項又は第四項の規定に違反して交付されるものであるときは、適用しない。

第二十六条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　前項ただし書の規定は、麻薬施用者から交付される麻薬が次条第三項若しくは第四項の規定に違反して交付されるものであるか、又は麻薬処方せんがこれらの規定に違反して交付されたものであるときは、適用しない。

第二十七条中第四項を第六項とし、同項の前に次の一項を加える。

5　何人も、第一項、第三項又は第四項の規定により禁止される麻薬の施用を受けてはならない。

第二十七条第三項に次のただし書を加え、同項を同条第四項とする。

ただし、第五十八条の八第一項の規定に基づく厚生省令で定める病院において診療に従事する麻薬施用者が、同条の規定により当該病院に入院している者について、四・四―ジフエニル―六―ジメチルアミノ―三―ヘプタノン、その塩類及びこれらを含有する麻薬その他政令で定める麻薬を施用するときは、この限りでない。

第二十七条第二項に次のただし書を加え、同項を同条第三項とする。

ただし、精神衛生鑑定医が、第五十八条の六第一項の規定による診察を行なうため、エヌ―アリルノルモルヒネ、その塩類及びこれらを含有する麻薬その他政令で定める麻薬を施用するときは、この限りでない。

第二十七条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項ただし書の規定は、麻薬施用者から交付された麻薬又は第四項の規定に違反して交付されたものであるときは、適用しない。

第二十八条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　前項ただし書の規定は、麻薬施用者から交付された麻薬又は麻薬処方せんが前条第三項又は第四項の規定に違反して交付されたものであるときは、適用しない。

第三十条第四項、第三十一条及び第三十二条第一項中「第十項」を「第十一項」に改める。

第三十六条第二項中「譲り渡す場合」の下に「（麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者にあつては、当該失効した免許に係る業務所の所在地の都道府県の区域内にある麻薬営業者、麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者に譲り渡す場合に限る。）」を加え、同項中「第二十六条第二項」を「第二十六条第三項」に改める。

第四十七条から第四十九条までの規定中「十月十六日」を「十月一日」に、「十月十五日」を「九月三十日」に改める。

第五十条を次のように改める。

第五十条　削除

第五十一条第一項中「第五号」を「第六号」に改める。

第五十四条第一項中「百名」を「百二十名」に改める。

第五十八条の次に次の一章を加える。

第六章の二　麻薬中毒者に対する措置

（医師の届出等）

第五十八条の二　医師は、診察の結果受診者が麻薬中毒者であると診断したときは、すみやかに、その者の氏名、住所、年齢、性別その他厚生省令で定める事項をその者の居住地（居住地がないか、又は居住地が明らかでない者については、現在地とする。以下この章において同じ。）の都道府県知事に届け出なければならない。

2　都道府県知事は、前項の届出を受けたときは、すみやかに厚生大臣に報告しなければならない。

（麻薬取締官等の通報）

第五十八条の三　麻薬取締官、麻薬取締員、警察官及び海上保安官は、麻薬中毒者又はその疑いのある者を発見したときは、すみやかに、その者の氏名、住所、年齢及び性別並びにその者を麻薬中毒者又はその疑いのある者と認めた理由をその者の居住地の都道府県知事に通報しなければならない。

（検察官の通報）

第五十八条の四　検察官は、麻薬中毒者若しくはその疑いのある被疑者について不起訴処分をしたとき、又は麻薬中毒者若しくはその疑いのある被告人について裁判（懲役、禁錮又は拘留の刑を言い渡し、執行猶予の言渡しをしない裁判を除く。）が確定したときは、すみやかに、その者の氏名、住所、年齢及び性別並びにその者を麻薬中毒者又はその疑いのある者と認めた理由をその者の居住地の都道府県知事に通報しなければならない。

（矯正施設の長の通報）

第五十八条の五　矯正施設（監獄、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。）の長は、麻薬中毒者又はその疑いのある収容者を釈放するときは、あらかじめ、その者の氏名、帰住地、年齢及び性別、釈放の年月日、引取人の氏名及び住所並びにその者を麻薬中毒者又はその疑いのある者と認めた理由をその者の帰住地（帰住地がないか、又は帰住地が明らかでない者については、当該矯正施設の所在地とする。）の都道府県知事に通報しなければならない。

（麻薬中毒者等の診察）

第五十八条の六　都道府県知事は、麻薬中毒者又はその疑いのある者について必要があると認めるときは、精神衛生鑑定医をして、その者を診察させることができる。

2　前項の場合において、精神衛生鑑定医は、政令で定める方法及び基準により、当該受診者につき、麻薬中毒の有無及び第五十八条の八の規定による入院措置を必要とするかどうかを診断し、かつ、同条の規定による入院措置を必要と認める場合には、当該麻薬中毒者につき、同条第六項の規定による入院期間の決定が行なわれるまでの入院期間として、三十日をこえない範囲内で期間を定めなければならない。

3　精神衛生鑑定医は、第一項の規定により診察を行なうため必要があるときは、当該受診者に対して、診察を行なおうとする場所に出頭を求め、又は必要な限度において、診察を行なう場所にとどまることを求めることができる。

4　都道府県知事は、第一項の規定により診察をさせる場合には、当該職員を立ち会わせなければならない。

5　精神衛生鑑定医及び当該職員は、第一項及び前項の職務を行なうため必要な限度において、当該受診者の居住する場所へ立ち入ることができる。

6　第五十三条第二項及び第三項の規定は、前項の立入りについて準用する。

7　精神衛生鑑定医は、第一項の規定による診察を行なう場合には、受診者の名誉を害しないように注意し、かつ、受診者に対して、第二項に規定する事項に関し意見を述べる機会を与えなければならない。

8　都道府県知事は、第一項の規定による診察の結果、当該受診者が麻薬中毒者であると診断されたときは、すみやかに厚生大臣に報告しなければならない。

9　厚生大臣は、第二項の政令について、その制定又は改廃に関する閣議を求めるには、あらかじめ、精神衛生審議会の意見を聞かなければならない。

（精神衛生鑑定医の職務等）

第五十八条の七　精神衛生鑑定医は、精神衛生法（昭和二十五年法律第百二十三号）第十八条第二項に規定する職務を行なうほか、都道府県知事の監督のもとに、前条に規定する職務を行なうものとする。

2　精神衛生鑑定医は、前項の職務の執行に関しては、法令により公務に従事する職員とみなす。

（入院措置）

第五十八条の八　都道府県知事は、第五十八条の六第一項の規定による精神衛生鑑定医の診察の結果、当該受診者が麻薬中毒者であり、かつ、その者の症状、性行及び環境に照らしてその者を入院させなければその麻薬中毒のために麻薬、大麻又はあへんの施用を繰り返すおそれが著しいと認めたときは、その者を厚生省令で定める病院（以下「麻薬中毒者医療施設」という。）に入院させて必要な医療を行なうことができる。

2　麻薬中毒者医療施設の管理者は、前項の規定により当該麻薬

中毒者医療施設に入院した者（以下「措置入院者」という。）につき、第五十八条の六第二項の規定により精神衛生鑑定医が定めた期間をこえて入院を継続する必要があると認めるときは、その理由及び必要と認める入院期間を都道府県知事に通知しなければならない。

3　都道府県知事は、前項の通知を受けた場合において、当該措置入院者につき入院を継続する必要があると認めるときは、その理由及び必要と認める入院期間を麻薬中毒審査会に通知し、その適否に関する審査を求めなければならない。

4　麻薬中毒審査会は、前項の規定により審査を求められたときは、すみやかに、当該事項の適否を審査し、その結果を都道府県知事に通知しなければならない。この場合において、麻薬中毒審査会は、第五十八条の六第二項の規定により精神衛生鑑定医が定めた期間の経過前に当該措置入院者を退院させることが適当であると認めるときは、その退院させるべき期日を都道府県知事に通知しなければならない。

5　麻薬中毒審査会は、前項の審査をするにあたつては、当該措置入院者及び当該麻薬中毒者医療施設において当該措置入院者の医療を担当した医師の意見を聞かなければならない。

6　都道府県知事は、第四項の規定により通知された麻薬中毒審査会の決定に従い、当該措置入院者を退院させ、又は当該措置入院者に係る入院期間を決定して当該麻薬中毒者医療施設の管理者及び当該措置入院者に通知しなければならない。

7　麻薬中毒者医療施設の管理者は、措置入院者につき、第五十八条の六第二項の規定により精神衛生鑑定医が定めた期間内に前項の通知がないときは、当該措置入院者を退院させなければならない。

8　第六項の規定による入院期間は、当該措置入院者の入院の日から三月をこえることができない。

（入院期間の延長）

第五十八条の九　前条第六項の規定による入院期間は、当該措置入院者の入院の日から六月をこえない範囲内で、毎回二月を限度として延長することができる。

2　前条第二項から第七項までの規定は、前項の入院期間の延長について準用する。

（行動の制限）

第五十八条の十　麻薬中毒者医療施設の管理者は、措置入院者につき、その医療に欠くことのできない限度において、その行動について必要な制限を行なうことができる。

（所持品の保管）

第五十八条の十一　都道府県知事は、措置入院者の所持品中にその者に対する医療の妨げとなる物があるときは、その者の入院中、当該職員をして、これを保管させることができる。

（退院）

第五十八条の十二　都道府県知事は、措置入院者につき入院を継続する必要がないと認めるときは、すみやかに、その者を退院させなければならない。この場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、当該麻薬中毒者医療施設の管理者の意見を聞くものとする。

2　麻薬中毒者医療施設の管理者は、措置入院者の症状等に照らして入院を継続する必要がなくなつたと認めるときは、すみやかに都道府県知事に通知しなければならない。

（麻薬中毒審査会）

第五十八条の十三　第五十八条の八第四項（第五十八条の九第二項において準用する場合を含む。）の規定による審査を行なうため、都道府県に、麻薬中毒審査会を置く。

2　麻薬中毒審査会は、委員五人をもつて組織する。

3　委員は、法律又は麻薬中毒者の医療に関し学識経験を有する者のうちから、都道府県知事が任命する。

4　前三項に定めるもののほか、麻薬中毒審査会に関し必要な事項は、政令で定める。

（入院措置の場合の診療方針及び医療に要する費用の額）

第五十八条の十四　措置入院者についてマ麻薬中毒者医療施設が行なう医療に関する診療方針及びその医療に要する費用の額の算定方法は、健康保険の診療方針及び療養に要する費用の額の算定方法の例による。

2　前項に規定する診療方針及び療養に要する費用の額の算定方法の例によることができないとき、及びこれによることを適当としないときの診療方針及び医療に要する費用の額の算定方法は、厚生大臣が精神衛生審議会の意見を聞いて定めるところによる。

（社会保険診療報酬支払基金への事務の委託）

第五十八条の十五　都道府県は、措置入院者について麻薬中毒者医療施設が行なつた医療が前条に規定する診療方針に適合するかどうかについての審査及びその医療に要する費用の額の算定並びに麻薬中毒者医療施設の開設者に対する診療報酬の支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金に委託することができる。

（報告等）

第五十八条の十六　厚生大臣又は都道府県知事は、麻薬中毒者医療施設の診療報酬の請求が適正であるかどうかを調査するため必要があると認めるときは、麻薬中毒者医療施設の管理者に対して必要な報告を求め、又は当該職員をして、麻薬中毒者医療施設の管理者の同意を得て、実地に診療録その他の帳簿書類を検査させることができる。

2　麻薬中毒者医療施設の管理者が、正当な理由がなく、前項の報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の同意を拒んだときは、厚生大臣又は都道府県知事は、当該麻薬中毒者医療施設に対する都道府県の診療報酬の支払を一時差し止めさせ、又は差し止めることができる。

（麻薬中毒者の相談に応ずるための職員）

第五十八条の十七　都道府県は、麻薬中毒者の相談に応ずるための職員を置くことができる。

2　前項の職員は、麻薬中毒者及び麻薬中毒者であつた者につき、相談に応じ、必要な指導を行ない、及びこれらに附随する業務を行なうものとする。

3　第一項の職員は、非常勤とし、社会的信望があり、かつ、前項に規定する職務を行なうに必要な熱意と識見をもつている者のうちから、都道府県知事が任命する。

（秘密の保持）

第五十八条の十八　精神衛生鑑定医、麻薬中毒者医療施設の職員、麻薬中毒審査会の委員又は前条第一項の職員は、この法律の規定に基づく職務の執行に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後においても、同様とする。

第五十九条を次のように改める。

（都道府県の支弁）

第五十九条　次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

一　第五十四条第一項の規定により設置する麻薬取締員に要する費用及び第五十六条第一項の規定により当該都道府県の区域外において麻薬取締員が行なう職務に直接要する費用

二　第五十八条の六第一項の規定により精神衛生鑑定医に診察を行なわせるために要する費用

三　第五十八条の八の規定により行なう麻薬中毒者の入院に要する費用

四　第五十八条の十三第一項の規定により設置する麻薬中毒審査会に要する費用

五　第五十八条の十七第一項の規定により設置する職員に要する費用

第五十九条の次に次の三条を加える。

（国の負担）

第五十九条の二　国は、政令で定めるところにより、前条の規定により都道府県が支弁した費用について、次に掲げるものを負担する。

一　前条第一号の費用については、全額

二　前条第三号の費用については、その十分の八

（国の補助）

第五十九条の三　国は、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、次に掲げる費用について、その十分の五以内を補助することができる。

一　都道府県が支弁した第五十九条第五号の費用

二　都道府県若しくは市町村又は営利を目的としない法人が設置する麻薬中毒者医療施設の設置に要する費用

（費用の徴収）

第五十九条の四　都道府県知事は、措置入院者、その配偶者又は民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条第一項に定める扶養義務者から、その負担能力に応じ、第五十九条第三号の費用の全部又は一部を徴収することができる。

第六十条の次に次の一条を加える。

（犯罪鑑識用麻薬に関する適用除外）

第六十条の二　厚生大臣は、この法律の規定にかかわらず、麻薬に関する犯罪鑑識の用に供する麻薬を製造し、又は譲り受けることができる。

2　厚生大臣は、前項の規定により製造し、又は譲り受けた麻薬を、麻薬に関する犯罪鑑識を行なう国又は都道府県の機関に交付するものとする。

3　前項の機関に勤務する職員は、当該機関が同項の規定により厚生大臣から交付を受けた麻薬を、麻薬に関する犯罪鑑識のため、使用し、又は所持することができる。

4　第二項の規定により厚生大臣から麻薬の交付を受けた機関の長は、帳簿を備え、これに、麻薬に関する犯罪鑑識のため使用した麻薬の品名及び数量並びにその年月日その他厚生省令で定める事項を記載しなければならない。

第六十四条を次のように改める。

第六十四条　第十二条第一項の規定に違反して、ジアセチルモルヒネ、その塩類又はこれらのいずれかを含有する麻薬を輸入し、輸出し、又は製造した者は、一年以上の有期懲役に処する。

2　営利の目的で前項の違反行為をした者は、無期若しくは三年以上の懲役に処し、又は情状により無期若しくは三年以上の懲役及び五百万円以下の罰金に処する。

3　前二項の未遂罪は、罰する。

第六十四条の次に次の一条を加える。

第六十四条の二　第十二条第一項又は第四項の規定に違反して、ジアセチルモルヒネ、その塩類又はこれらのいずれかを含有する麻薬を製剤し、譲り渡し、譲り受け、交付し、施用し、所持し、若しくは廃棄し、又はその施用を受けた者は、十年以下の懲役に処する。

2　営利の目的で前項の違反行為をした者は、一年以上の有期懲役に処し、又は情状により一年以上の有期懲役及び三百万円以下の罰金に処する。

3　前二項の未遂罪は、罰する。

第六十五条から第六十七条までを次のように改める。

第六十五条　第十二条第二項若しくは第三項、第十三条、第十七条又は第二十条の規定に違反した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

2　営利の目的で前項の違反行為をした者は、一年以上の有期懲役に処し、又は情状により一年以上の有期懲役及び三百万円以下の罰金に処する。

3　前二項の未遂罪は、罰する。

第六十六条　第二十二条、第二十四条第一項若しくは第三項から第十項まで、第二十六条第一項若しくは第三項、第二十七条第一項若しくは第三項から第五項まで又は第二十八条第一項若しくは第三項の規定に違反した者は、七年以下の懲役に処する。

2　営利の目的で前項の違反行為をした者は、一年以上十年以下の懲役に処し、又は情状により一年以上十年以下の懲役及び百万円以下の罰金に処する。

3　前二項の未遂罪は、罰する。

第六十七条　第六十四条第一項若しくは第二項又は第六十五条第一項若しくは第二項の罪を犯す目的でその予備をした者は、五年以下の懲役に処する。

第六十八条中「前四条」を「前五条」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第六十八条の二　情を知つて、第六十四条第一項若しくは第二項又は第六十五条第一項若しくは第二項の違反行為に要する資金、土地、建物、艦船、航空機、機械又は器具を提供した者は、五年以下の懲役に処する。

第六十八条の三　第十二条第一項又は第二十四条及び第二十六条の規定により禁止される麻薬の譲渡しと譲受けとの周旋をした者は、三年以下の懲役に処する。

第六十九条中「五万円」を「二十万円」に改める。

第七十条中「三万円」を「五万円」に改め、同条第二号中「第二十七条第四項」を「第二十七条第六項」に改め、同条に次の一号を加える。

十四　第五十八条の十八の規定に違反した者

第七十一条中「第五十条第一項」を「第五十八条の二第一項」に、「一万円」を「三万円」に改める。

第七十二条中「五万円」を「十万円」に改める。

第七十三条中「一万円」を「三万円」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第七十三条の二　次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一　第五十八条の六第一項の規定による精神衛生鑑定医の診察を拒み、妨げ、又は忌避した者

二　第五十八条の六第三項の規定により出頭を求められて出頭せず、又は同項の規定によりとどまることを求められてとどまらなかつた者

三　第五十八条の六第五項の規定による立入りを拒み、又は妨げた者

第七十四条中「第六十五条、第六十六条、第六十七条第二項又は第六十九条から前条まで」を「第六十四条第二項若しくは第三項、第六十四条の二第二項若しくは第三項、第六十五条第二項若しくは第三項、第六十六条第二項若しくは第三項又は第六十九条から第七十三条まで」に改める。

第七十五条中「一万円」を「三万円」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第七十六条　第十二条第一項に規定する麻薬であるか、同条第二項に規定する麻薬であるか、又はこれらの麻薬以外の麻薬であるかを知ることができない麻薬は、この章の規定の適用については、同条第一項及び第二項に規定する麻薬以外の麻薬とみなす。

別表を次のように改める。

別表

あへんアルカロイド系麻薬

一　モルヒネ及びその塩類

二　ジアセチルモルヒネその他モルヒネのエステル及びその塩類

三　コデイン、エチルモルヒネその他モルヒネのエーテル及びその塩類

四　ノルモルヒネ及びその塩類

五　モルヒネ―エヌ―オキシドその他五価窒素モルヒネ及びその誘導体

六　エヌ―アリルノルモルヒネ、そのエステル及びこれらの塩類

七　六―メチル―デルター六―デオキシモルヒネ及びその塩類

八　ジヒドロモルヒネ、そのエステル及びこれらの塩類

九　六―メチルジヒドロモルヒネ及びその塩類

十　十四―ヒドロキシジヒドロモルヒネ及びその塩類

十一　ジヒドロデオキシモルヒネ、そのエステル及びこれらの塩類

十二　ジヒドロモルヒノン、そのエステル及びこれらの塩類

十三　メチルジヒドロモルヒノン、そのエステル及びこれらの塩類

十四　ジヒドロヒドロキシモルヒノン及びその塩類

十五　六―ニコチニルコデイン及びその塩類

十六　ジヒドロコデイン、そのエステル及びこれらの塩類

十七　ジヒドロコデイノン、そのエステル及びこれらの塩類

十八　ジヒドロヒドロキシコデイノン、そのエステル及びこれらの塩類

十九　テバイン及びその塩類

二十　前各号に掲げる物と同種の濫用のおそれがあり、かつ、同種の有害作用がある物であつて、政令で定めるもの

二十一　前各号に掲げる物のいずれかを含有する物であつて、あへん、けしがら及びけしの種子以外のもの。ただし、千分中十分以下のコデイン、ジヒドロコデイン又はこれらの塩類を含有し、これら以外の前各号並びに次項及び合成麻薬の項各号に掲げる物を含有しない物を除く。

コカアルカロイド系麻薬

一　コカ葉

二　エクゴニン及びその塩類

三　コカインその他エクゴニンのエステル及びその塩類

四　前各号に掲げる物と同種の濫用のおそれがあり、かつ、同種の有害作用がある物であつて、政令で定めるもの

五　前各号に掲げる物のいずれかを含有する物

合成麻薬

一　四―フエニルピペリジン―四―カルボン酸エチルエステル及びその塩類

二　一―メチル―四―フエニルピペリジン―四―カルボン酸エステル及びその塩類

三　一―メチル―四―(三―ヒドロキシフエニル)―ピペリジン―四―カルボン酸エチルエステル及びその塩類

四　一―(二―(パラ―アミノフエニル)―エチル)―四―フエニルピペリジン―四―カルボン酸エチルエステル及びその塩類

五　一―(二―(二―ヒドロキシエトキシ)―エチル)―四―フエニルピペリジン―四―カルボン酸エチルエステル及びその塩類

六　一―(二―ベンジルオキシエチル)―四―フエニルピペリジン―四―カルボン酸エチルエステル及びその塩類

七　一―(三―ヒドロキシ―三―フエニルプロピル)―四―フエニルピペリジン―四―カルボン酸エチルエステル及びその塩類

八　一―(三―フエニル―アミノプロピル)―四―フエニルピペリジン―四―カルボン酸エチルエステル及びその塩類

九　一―(三―シアノ―三・三―ジフエニルプロピル)―四―フエニルピペリジン―四―カルボン酸エチルエステル及びその塩類

十　一―(二―モルフオリノエチル)―四―フエニルピペリジン―四―カルボン酸エチルエステル及びその塩類

十一　一―(二―テトラヒドロフルフリルオキシエチル)―四―フエニルピペリジン―四―カルボン酸エチルエステル及びその塩類

十二　四―(三―ヒドロキシフエニル)―一―メチル―四―ピペリジルエチルケトン及びその塩類

十三　アルファ―一・三―ジメチル―四―フエニル―四―プロピオンオキシピペリジン及びその塩類

十四　ベーター―一・三―ジメチル―四―フエニル―四―プロピオンオキシピペリジン及びその塩類

十五　アルファ―一―メチル―三―エチル―四―フエニル―四―プロピオンオキシピペリジン及びその塩類

十六　ベーター―一―メチル―三―エチル―四―フエニル―四―プロピオンオキシピペリジン及びその塩類

十七　三―アリル―一―メチル―四―フエニル―四―プロピオンオキシピペリジン及びその塩類

十八　一・二・五―トリメチル―四―フエニル―四―プロピオンオキシピペリジン及びその塩類

十九　四―シアノ―一―メチル―四―フエニルピペリジン及びその塩類

二十　四・四―ジフエニル―六―ジメチルアミノ―三―ヘキサノン及びその塩類

二十一　四・四―ジフエニル―五―メチル―六―ジメチ

ルアミノ―三―ヘキサノン及びその塩類
二十二　四・四―ジフエニル―六―ジメチルアミノ―三―ヘプタノン及びその塩類
二十三　四・四―ジフエニル―六―ピペリジノ―三―ヘプタノン及びその塩類
二十四　四・四―ジフエニル―六―モルフオリノ―三―ヘプタノン及びその塩類
二十五　四―モルフオリノ―二・二―ジフエニルエチルブチレート及びその塩類
二十六　二・二―ジフエニル―三―メチル―四―モルフオリノブチリルピロリジン及びその塩類
二十七　四・四―ジフエニル―六―ジメチルアミノ―三―ヘプタノール及びその塩類
二十八　アルフア―六―ジメチルアミノ―四・四―ジフエニル―三―ヘプタノール及びその塩類
二十九　ベータ―四・四―ジフエニル―六―ジメチルアミノ―三―ヘプタノール及びその塩類
三十　四・四―ジフエニル―六―ジメチルアミノ―三―アセトキシヘプタン及びその塩類
三十一　アルフア―六―ジメチルアミノ―四・四―ジフエニル―三―アセトキシヘプタン及びその塩類
三十二　ベータ―六―ジメチルアミノ―四・四―ジフエニル―三―アセトキシヘプタン及びその塩類
三十三　四―シアノ―二―ジメチルアミノ―四・四―ジフエニルブタン及びその塩類
三十四　(±)―アルフア―三―アセトキシ―六―メチルアミノ―四・四―ジフエニルヘプタン及びその塩類
三十五　二―メチル―三―モルフオリノ―一・一―ジフエニルプロパンカルボン酸及びその塩類
三十六　ジメチルアミノエチル―一―エトキシ―一・一―ジフエニルアセテート及びその塩類
三十七　四―ジメチルアミノ―一・二―ジフエニル―三―メチル―二―プロピオンオキシブタン及びその塩類
三十八　三―ヒドロキシモルヒナン（右旋性のものを除く。）及びその塩類
三十九　三―ヒドロキシ―エヌ―メチルモルヒナン（右旋性のものを除く。）及びその塩類
四十　三―メトキシ―エヌ―メチルモルヒナン（右旋性のものを除く。）及びその塩類
四十一　三―ヒドロキシ―エヌ―フエネチルモルヒナン及びその塩類
四十二　三―ヒドロキシ―エヌ―フエナシルモルヒナン（右旋性のものを除く。）及びその塩類
四十三　三―ジメチルアミノ―一・一―ジ―(二―チエニル)―一―ブテン及びその塩類
四十四　三―エチルメチルアミノ―一・一―ジ―(二―チエニル)―一―ブテン及びその塩類
四十五　三―ジエチルアミノ―一・一―ジ―(二―チエニル)―一―ブテン及びその塩類
四十六　一・三―ジメチル―四―フエニル―四―プロピオンオキシヘキサメチレンイミン及びその塩類
四十七　一・二・三・四・五・六―ヘキサヒドロ―八―ヒドロキシ―三・六・十―トリメチル―二・六―メタノ―三―ベンザゾシン及びその塩類
四十八　一・二・三・四・五・六―ヘキサヒドロ―八―ヒドロキシ―六・十―ジメチル―三―フエネチル―二・六―メタノ―三―ベンザゾシン及びその塩類
四十九　二―(パラ―クロルベンジル)―一―ジエチルアミノエチル―五―ニトロベンズイミダゾール及びその塩類
五十　二―(パラ―エトキシベンジル)―一―ジエチルアミノエチル―五―ニトロベンズイミダゾール及びその塩類
五十一　エヌ―(二―(一―メチルピペリド―二―イル)―エチル)―プロピオンアニリド及びその塩類
五十二　エヌ―(二―(メチルフエネチルアミノ)―プロピル)―プロピオンアニリド及びその塩類
五十三　前各号に掲げる物と同種の濫用のおそれがあり、かつ、同種の有害作用がある物であつて、政令で定めるもの
五十四　前各号に掲げる物のいずれかを含有する物

（大麻取締法の一部改正）

第二条　大麻取締法（昭和二十三年法律第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第四条に次の一号を加える。

三　大麻から製造された医薬品の施用を受けること

第九条中「六十円」を「百円」に、「五十円」を「百円」に改める。

第十一条中「十円」を「五十円」に改める。

第二十四条を次のように改める。

第二十四条　次の各号の一に該当する者は、これを七年以下の懲役に処する。

一　第三条第一項の規定に違反して、大麻を栽培した者

二　第四条の規定に違反して、大麻を輸入し、又は輸出した者

第二十四条の次に次の一条を加える。

第二十四条の二　次の各号の一に該当する者は、これを五年以下の懲役に処する。

一　第三条第一項の規定に違反して、大麻を所持し、譲り受け、譲り渡し、又は使用した者

二　第三条第二項、第十三条、第十四条又は第十六条の規定に違反した者

三　第四条の規定に違反して、大麻から製造された医薬品を施用し、若しくは交付し、又はその施用を受けた者

第二十五条第一項中「一万円」を「三万円」に改める。

第二十六条中「五千円」を「一万円」に改める。

第二十七条中「第二十四条から前条まで」を「前二条」に改める。

（あへん法の一部改正）

第三条　あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

第四十条第二項中「十月十六日」を「十月一日」に、「十月十五日」を「九月三十日」に改める。

第四十六条第一号中「五百円」を「千円」に改め、同条第二号中「三百円」を「五百円」に改め、同条第三号中「百円」を「三百円」に改める。

第五十一条から第五十三条までを次のように改める。

第五十一条　第四条から第六条までの規定に違反した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

2　営利の目的で前項の違反行為をした者は、一年以上の有期懲役に処し、又は情状により一年以上の有期懲役及び三百万円以下の罰金に処する。

3　前二項の未遂罪は、罰する。

第五十二条　第七条、第八条第一項、第二項、第四項若しくは第五項又は第九条の規定に違反した者は、七年以下の懲役に処する。

2　営利の目的で前項の違反行為をした者は、一年以上十年以下の懲役に処し、又は情状により一年以上十年以下の懲役及び百万円以下の罰金に処する。

3　前二項の未遂罪は、罰する。

第五十三条　第五十一条第一項又は第二項の罪を犯す目的でその予備をした者は、五年以下の懲役に処する。

第五十四条の次に次の二条を加える。

第五十四条の二　情を知つて、第五十一条第一項又は第二項の違反行為に要する資金、土地、建物、艦船、航空機、機械又は器具を提供した者は、五年以下の懲役に処する。

第五十四条の三　第七条の規定により禁止されるあへん又はけしからの譲渡しと譲受けとの周旋をした者は、三年以下の懲役に処する。

第五十五条中「五万円」を「二十万円」に改める。

第五十六条中「、第五十三条」を削る。

第五十七条中「三万円」を「五万円」に改める。

第五十八条中「一万円」を「三万円」に改める。

第五十九条中「五万円」を「十万円」に改める。

第六十条中「一万円」を「三万円」に改める。

第六十一条中「第五十一条、第五十二条、第五十三条第二項」を「第五十一条第二項若しくは第三項、第五十二条第二項若しくは第三項」に改める。

第六十二条中「一万円」を「三万円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、昭和三十八年四月一日（公布の日から起算して二十日を経過した日）から施行する。

（経過規定）

2　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3　昭和三十八年においては、この法律による改正後の麻薬取締法第四十七条から第四十九条まで及びあへん法第四十条第二項中「十月一日」とあるのは、「十月十六日」とする。

（地方財政法の一部改正）

4　地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第十条第六号の二中「麻薬取締員」の下に「並びに麻薬、大麻及びあへんの慢性中毒者の医療」を加える。

（社会保険診療報酬支払基金法の一部改正）

5　社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「精神衛生法（昭和二十五年法律第百二十三号）第二十九条の三の規定により、同条」を「精神衛生法（昭和二十五年法律第百二十三号）第二十九条の三又は麻薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十八条の八の規定により、これらの条」に改める。

（精神衛生法の一部改正）

6　精神衛生法（昭和二十五年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第五十一条の見出し中「覚せい剤等」を「覚せい剤」に改め、同条中「、麻薬若しくはあへん」を削り、「慢性中毒」を「覚せい剤の慢性中毒」に、「慢性中毒者」を「覚せい剤の慢性中毒者」に改める。

（地方税法の一部改正）

7　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の十四第一項ただし書中「若しくは結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）」を「、結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）若しくは麻薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）」に改める。

第七十二条の十七第一項ただし書中「若しくは結核予防法」を「、結核予防法若しくは麻薬取締法」に改める。

（租税特別措置法の一部改正）

8　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項第三号中「又は結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）」を「、結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）又は麻薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）」に改める。

［加瀬完君登壇、拍手］

○加瀬完君　ただいま議題となりました麻薬取締法等の一部を改正する法律案について、社会労働委員会における審議の経過並びに結果を報告いたします。

本法律案の要旨は、まず、麻薬取締法を改正して、

第一に、麻薬取締員を増員し、係員に犯罪鑑識用標準麻薬の所持使用を認めて、取り締まりを強化するとともに、麻薬取り扱い者の免許要件をきびしくすることであります。

第二に、精神衛生鑑定医が必要と診断する麻薬等の中毒者を、都道府県知事が所定の病院に収容して医療を行ない得ること。ただし、三十日をこえる入院措置には、麻薬中毒審査会の審査を必要とし、入院期間は六カ月を限度とすること。

第三に、この法律違反の罪に対する最高刑を、「無期または三年以上の懲役及び五百万円以下の罰金」までに引き上げるほか、各違反行為に対する罰則を強化するとともに、麻薬の密輸入及び密造の予備を罰し、これに要する資金、建物等の提供及び不正取引の周旋を独立罪として罰すること。

次に、大麻取締法及びあへん法を改正して、麻薬取締法の罰則の強化に応じて、各違反行為に対する罰則を強化すること等であります。

委員会においては、麻薬の密輸対策いわゆる水ぎわ作戦の総合的強化、中毒患者に対する強制入院措置と患者更生策としての指導体制の確立、麻薬事犯による不正利益額と罰金刑の最高額とのバランス問題等について、熱心な質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

かくて質疑を終わり、討論、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本委員会は、全会一致をもって次の附帯決議を行ないました。

附帯決議

政府は、麻薬の悪用に対して、更に強力なる総合的対策を推進してその根絶を図るべきであるが、特に次の諸点について実効を期すべきである。

一、悪質違反者に罰則を適用する場合は、厳罰主義をもって処断することにより、一罰百戒の実を挙げるよう努力するとともに、政府は更に刑罰の強化を考慮すること。

一、麻薬取締に関係ある各種行政機関は、常に緊密なる連繋のもとに、麻薬取締専従者を大巾に増員し、所要経費の増額を考慮して取締体制を確立し、総合的且つ強力なる取締りを推進すること。

一、麻薬犯罪の根源である麻薬の密輸入を封圧するため、情報交換及

び取締りについて、国際的連絡を一層緊密にすること。

一、麻薬の密売組織の壊滅を図るとともに、麻薬中毒者等の不正使用事犯及びこれの資金源となつている各種関連犯罪に対する取締りを、更に強化徹底すること。

一、麻薬の不正使用による禍害が、悪質犯罪の累増をきたし、著しく国民の心身に害悪を及ぼすのみならず、国際上、人道上の罪悪であることを、広く国民に周知徹底させ、怖るべき実情についての認識を高めるよう図るとともに、取締りに対しても協力体制を確立すること。

右決議する。

以上報告いたします。（拍手）

○議長（重宗雄三君）　別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重宗雄三君）　過半数と認めます。よって本案は可決せられました。

○議長（重宗雄三君）　日程第九、昭和三十七年度一般会計予備費使用総調書（その1）、

日程第十、昭和三十七年度特別会計予備費使用総調書（その1）、

日程第十一、昭和三十七年度特別会計予算総則第十二条に基づく使用総調書（その1）、

（いずれも衆議院送付）

以上三件を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重宗雄三君）　御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。決算委員長鈴木壽君。

審査報告書

昭和三十七年度一般会計予備費使用総調書（その1）

昭和三十七年度特別会計予備費使用総調書（その1）

昭和三十七年度特別会計予算総則第十二条に基づく使用総調書（その1）

右全会一致をもつて承諾を与うべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年六月七日

決算委員長　鈴木　壽

参議院議長重宗雄三殿

要領書

委員会の決定の理由

一、昭和三十七年度一般会計予備費の予算額は二百億円であつて、このうち、昭和三十七年五月二十二日から同年十二月二十五日までの間において使用した金額は百三十億三千四百万円余である。

二、昭和三十七年度各特別会計予備費の予算総額は一千七百九十一億九千九百万円余であつて、このうち、昭和三十七年六月七日から同年十二月七日までの間において使用した金額は三百二十八億一千九百万円余である。

三、昭和三十七年度特別会計予算総則第十二条の規定に基づき、昭和三十七年八月十七日に使用した金額は四十八億二千五百万円余である。

以上三件について審査した結果、いずれも適当な支出であると認めた。

一、昭和三十七年度一般会計予備費使用総調書（その1）

一、昭和三十七年度特別会計予備費使用総調書（その1）

一、昭和三十七年度特別会計予算総則第十二条に基づく使用総調書（その1）

右は本院において承諾することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十八年六月四日

衆議院議長　清瀬　一郎

参議院議長重宗雄三殿

〔鈴木壽君登壇、拍手〕

○鈴木壽君　ただいま議題となりました昭和三十七年度一般会計予備費使用総調書（その1）外二件の事後承諾を求める件につきまして、決算委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

まず、本件の内容について概略を申し上げます。

第一に、昭和三十七年度一般会計予備費使用総調書（その1）につきましては、昭和三十七年度一般会計予備費の予算額は二百億円でありますが、そのうち、昭和三十七年五月二十二日から同年十二月七日までの間において使用された金額は百三十億三千四百万円余であつて、このうち、昭和三十七年六月七日から同年十二月七日までの間において使用された金額は三百二十八億一千九百万円余である。

第二に、昭和三十七年度特別会計予備費使用総調書（その1）につきましては、昭和三十七年度各特別会計予備費の予算総額は一千七百九十一億円余でありますが、そのうち、昭和三十七年六月七日から同年十二月七日までの間において使用されました三百二十八億円余について承諾を求めているものであります。

第三に、昭和三十七年度特別会計予算総則第十二条に基づく使用総調書（その1）につきましては、同条の規定に基づき、食糧管理特別会計において、昭和三十七年八月十七日に使用されました四十八億円余について承諾を求めているものであります。

決算委員会におきましては、以上三件につきまして、六月七日、大蔵省当局から説明を聴取した後、直ちに審査に入りました。各委員から活発な質疑が行なわれましたが、そのうち、ここで特に申し述べたいのは、一般会計総理府所管において、交通警察官の増員に必要な経費を予備費をもつて支弁したことについて、きびしい質疑がなされたということであります。すなわち、交通警察官とはいえ、いやしくも警察官の増員というような案件を予備費支弁で処理するがごときは、予備費の性質と案件の重要性とにかんがみ、はなはだ不当な措置であり、これは当然、補正予算により、事前に国会の議決を経るべきものではないかと政府にただしたのに対しまして、田中大蔵大臣及び篠田国家公安委員長から、今回の措置は、予想外に急激な道路交通事情の悪化に対処するために、緊急やむを得ずとった措置であって、今後再び国会において批難を受けるような予備費使用はしないよう、特に慎重を期する所存である旨の答弁がありました。

その他、質疑の詳細につきましては、会議録によって御承知を願いたいと存じます。

かくて質疑を終わり、討論の後、採決の結果、右三件はいずれも承諾を与うべきものと全会一致をもって議決いたしました次第であります。

以上御報告申し上げます。（拍手）

○議長（重宗雄三君）　別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

三件全部を問題に供します。三件を承諾することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重宗雄三君）　過半数と認めます。よって三件は承諾することに決しました。

○議長（重宗雄三君）　この際、お諮りいたします。

社会労働委員長加瀬完君、逓信委員長伊藤顕道君、建設委員長木村禧八郎君、決算委員長鈴木壽君、懲罰委員長佐多忠隆君から、それぞれ常任委員長を辞任いたしたいとの申し出がございました。いずれも許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重宗雄三君）　御異議ないと認めます。よっていずれも許可することに決しました。

○議長（重宗雄三君）　つきましては、この際、日程に追加して、

常任委員長の選挙を行ないたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重宗雄三君）　御異議ないと認めます。

○中村順造君　常任委員長の選挙は、その手続を省略し、いずれも議長において指名することの動議を提出いたします。

○村上春藏君　ただいまの中村君の動議に賛成いたします。

○議長（重宗雄三君）　中村君の動議に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重宗雄三君）　御異議ないと認めます。

よって議長は、社会労働委員長に鈴木強君を指名いたします。

〔拍手〕

通信委員長に光村甚助君を指名いたします。

〔拍手〕

建設委員長に北村暢君を指名いたします。

〔拍手〕

決算委員長に横川正市君を指名いたします。

〔拍手〕

懲罰委員長に森元治郎君を指名いたします。

〔拍手〕

これにて休憩いたします。

午後三時四十一分休憩

午後七時二十二分開議

○議長（重宗雄三君）　休憩前に引き続き、これより会議を開きます。

この際、お諮りいたします。

去る三月二日、内閣から予備審査のため送付されました「結社の自由及び団結権の保護に関する条約（第八十七号）の締結について承認を求めるの件、公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案及び地方公営企業労働関係法の一部を改正する法律案」を審査するため、委員二十名からなる特別委員会を設置いたしたいと存じます。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重宗雄三君）　御異議ないと認めます。よって国際労働条約第八十七号等特別委員会を設置することに決しました。

本院規則第三十条により、議長は特別委員を指名いたします。その氏名を参事に朗読させます。

〔参事朗読〕

国際労働条約第八十七号等特別委員

石原幹市郎君　加藤武徳君
亀井光君　草葉隆圓君
剱木亨弘君　斎藤昇君
鈴木恭一君　徳永正利君
増原恵吉君　三木與吉郎君
吉江勝保君　小林武君
鶴園哲夫君　永岡光治君
野々山一三君　藤田藤太郎君
山本伊三郎君　小平芳平君
林塩君　村尾重雄君

○議長（重宗雄三君）　次会の議事日程は、決定次第、公報をもって御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後七時二十五分散会

出席者は左の通り。

議長　重宗雄三君
副議長　重政庸徳君

議員

森八三一君　渋谷邦彦君
牛田寛君　沢田一精君
山高しげり君　石田次男君
野知浩之君　大竹平八郎君
中尾辰義君　赤間文三君
浅井亨君　増原恵吉君
鈴木恭一君　森部隆輔君
堀本宜実君　奥むめお君
高瀬荘太郎君　上原正吉君
古池信三君　松平勇雄君
最上英子君　市川房枝君
小林篤一君　小平芳平君
岩沢忠恭君　河野謙三君
三木與吉郎君　佐藤尚武君
白木義一郎君　野田俊作君
太田正孝君　笹森順造君
中上川アキ君　丸茂重貞君
熊谷太三郎君　亀井光君
天埜良吉君　石谷憲男君
植垣弥一郎君　徳永正利君
鹿島俊雄君　仲原善一君
中野文門君　豊田雅孝君
天坊裕彦君　竹中恒夫君
西田信一君　村上春藏君
山下春江君　山本利壽君
武藤常介君　館哲二君
青柳秀夫君　平島敏夫君
鍋島直紹君　堀末治君
新谷寅三郎君　西郷吉之助君
紅露みつ君　木内四郎君
杉原荒太君　田中茂穂君
大野木秀次郎君　植竹春彦君
平井太郎君　黒川武雄君
西川甚五郎君　井野碩哉君
日高広為君　大谷贇雄君
上林忠次君　田中啓一君
野上進君　木島義夫君
山本杉君　川上為治君
米田正文君　谷口慶吉君
相澤重明君　北畠教真君
森元治郎君　櫻井志郎君
向井長年君　柴田栄君
亀田得治君　江藤智君
永岡光治君　金丸冨夫君
田上松衛君　松野孝一君
横川正市君　大谷藤之助君
鈴木壽君　石井桂君
千葉千代世君　井上清一君
永末英一君　加藤武徳君
山本伊三郎君　岡村文四郎君
基政七君　梶原茂嘉君
相澤重明君　剱木亨弘君
森元治郎君　小林武治君
向井長年君　吉江勝保君
藤田進君　吉武恵市君
加瀬完君　石原幹市郎君
天田勝正君　中山福藏君
米田勲君　林屋亀次郎君
中田吉雄君　安井謙君
小酒井義男君　津島壽一君
亀田得治君　斎藤昇君
阿具根登君　小宮市太郎君
永岡光治君　野本品吉君
田上松衛君　野々山一三君
横川正市君　稲葉誠一君
鈴木壽君　田中清一君
千葉千代世君　豊瀬禎一君
永末英一君　佐野廣君
山本伊三郎君　林田正治君
基政七君　小柳勇君
相澤重明君　北村暢君
森元治郎君　大矢正君
向井長年君　横山フク君
藤田進君　伊藤顕道君
加瀬完君　白井勇君
天田勝正君　光村甚助君
米田勲君　村松久義君
中田吉雄君　松澤兼人君
小酒井義男君　中村順造君
亀田得治君　木村禧八郎君
阿具根登君　戸叶武君
永岡光治君　岩間正男君
田上松衛君　小林武君
横川正市君　佐野芳雄君
鈴木壽君　高山恒雄君

国務大臣

内閣総理大臣　池田勇人君
大蔵大臣　田中角榮君
文部大臣　荒木萬壽夫君
厚生大臣　西村英一君
農林大臣　重政誠之君
通商産業大臣　福田一君
運輸大臣　綾部健太郎君
自治大臣　篠田弘作君
国務大臣　川島正次郎君

政府委員

内閣法制局第一部長　山内一夫君
総理府総務長官　德安實藏君
法務政務次官　野本品吉君
大蔵政務次官　池田清志君
厚生省社会局長　大山正君

〔第二十二号参照〕

審査報告書（法務委員会第一号）

一、議院の会議に付するを要するもの。

一、内閣に送付するを要するもの。

第七九六号　宇都宮地方法務局坂西出張所存置に関する請願

第二三二八号　長野地方法務局牟礼出張所存続に関する請願

第二六六五号　水戸地方法務局出島出張所存置に関する請願

第二六八二号　福岡法務局小倉支局西谷出張所存置に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和三十八年五月二十八日

法務委員長　後藤　義隆

参議院議長重宗雄三殿

参議院会議録第二十二号中正誤

ページ	段	行	誤	正
六九六	三	終りから五	淡谷悠蔵	淡谷悠蔵君
七〇二	二	終りから八	過去	過言
〃	〃	終りから五	災害復旧特別融	災害復旧特別融資

参議院会議録第二十四号中正誤

ページ	段	行	誤	正
七六一	二	六	保金	保全
七六二	一	終りから二	建設大学	建設大臣

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

定価　一部　十五円（ただし長期分は二十円）（配送料とも）

発行所　東京都港区赤坂葵町二番地　大蔵省印刷局　電話　東京　代表（九四二）二二二一　（九四二）二二二二　（九四二）二二二三　（九四二）二二二四　官課